

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成31年3月5日（火）

社会・援護局（援護）

資 料 目 次

	頁
第 1 平成31年度社会・援護局援護関係予算案について -----	1
第 2 平成31年度社会・援護局援護関係主要行事予定について -----	3
第 3 全国戦没者追悼式について -----	4
第 4 昭和館・しょうけい館の活用促進について -----	6
第 5 中国残留邦人等に対する支援について -----	8
第 6 遺骨収集等慰霊事業について -----	18
第 7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	20
第 8 国内における民間建立戦没者慰霊碑について -----	22
第 9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続き簡素化について-----	29
第10 旧陸海軍関係恩給進達事務について -----	30
第11 援護システムの運用等について -----	31
第12 旧令共済組合員に関する履歴証明等について -----	33
第13 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について -----	34

参 考 資 料 目 次

	頁
第 1 平成31年度予算案事項別内訳	(援 護 企 画 課) 35
第 2 昭和館について	(") 38
第 3 しょうけい館について	(") 39
第 4 中国残留邦人等の数	(中国残留邦人等支援室) 40
第 5 中国残留邦人等に対する支援策	(") 41
第 6 配偶者支援金（中国残留邦人等の配偶者に対する支援策）	(") 46
第 7 中国残留邦人等に対する支援給付における年金生活者支援給付金の取扱い	(") 47
第 8 年金生活者支援給付金制度開始に伴う支援給付における制度周知スケジュール(案)	(") 48
第 9 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要	(") 49
第10 厚生労働省が実施する支援給付施行事務監査の 1 年の流れ	(") 50
第11 中国帰国者支援・交流センター一覧	(") 51
第12 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移	(") 52
第13 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）について	(事業課、事業推進室) 53
第14 地域別戦没者遺骨収容概見図	(") 56
第15 平成30年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝実施状況	(") 57
第16 平成31年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等予定地概見図	(") 60
第17 都道府県別DNA鑑定結果	(") 61
第18 戦没者遺骨の伝達実績（都道府県別過去5カ年）	(") 62
第19 国内における民間建立戦没者慰霊碑の管理状況について	(") 63
第20 平成31年度援護年金額	(援 護 ・ 業 務 課) 64
第21 都道府県別援護年金受給者数	(") 65
第22 第十回特別弔慰金請求受付・処理状況	(") 66
第23 簡素化案の方向性について	(") 67
第24 第十回特別弔慰金の審査請求の流れ	(") 80
第25 戦傷病者特別援護法対象者数等	(") 82
第26 旧陸海軍関係恩給進達件数	(") 83
第27 援護関係資料の国立公文書館への移管について	(調 査 資 料 室) 85
第28 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表	(中国残留邦人等支援室・調査資料室) 86
第29 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査	(調 査 資 料 室) 87

說 明 資 料

第 1 平成 31 年度社会・援護局援護関係予算案について

	【30 年度予算】	【31 年度予算案】
援護関係予算総額	23, 681 百万円	→ 22, 122 百万円
1 援護年金	8, 878 百万円	→ 7, 251 百万円
	(受給人員 4, 999 人	→ 4, 201 人)
2 遺骨収集事業等の推進	2, 380 百万円	→ 2, 361 百万円
(1) 硫黄島遺骨収集事業 ・滑走路地区の面的調査等	1, 372 百万円	→ 1, 359 百万円
(2) 南方・旧ソ連地域遺骨収集事業	719 百万円	→ 755 百万円
ア 現地調査 ・派遣班数の増	266 百万円	→ 301 百万円
イ 遺骨収集 ・派遣班数の増	327 百万円	→ 327 百万円
ウ 法人運営経費	127 百万円	→ 127 百万円
(3) 海外公文書館の資料収集	63 百万円	→ 23 百万円
(4) 遺骨の鑑定	193 百万円	→ 191 百万円
ア DNA 鑑定	156 百万円	→ 156 百万円
イ 人種鑑定	37 百万円	→ 35 百万円
(5) 遺骨・遺留品の伝達	33 百万円	→ 33 百万円
3 戦没者慰霊事業等	572 百万円	→ 586 百万円
(1) 全国戦没者追悼式挙行経費	151 百万円	→ 151 百万円
(2) 慰霊巡拝等	421 百万円	→ 435 百万円
ア 慰霊巡拝	87 百万円	→ 100 百万円
イ 政府建立慰霊碑の補修等	54 百万円	→ 54 百万円
ウ 海外・国内民間慰霊碑の管理	22 百万円	→ 22 百万円
(ア) 海外民間建立慰霊碑	10 百万円	→ 10 百万円
(イ) 国内民間建立慰霊碑	12 百万円	→ 12 百万円
エ 慰霊友好親善事業	259 百万円	→ 259 百万円

4 昭和館・しょうけい館事業	<u>6 4 4 百万円 → 6 6 4 百万円</u>
（１）昭和館	4 6 7 百万円 → 4 8 0 百万円
（２）しょうけい館	1 7 7 百万円 → 1 8 4 百万円
 5 戦争の経験の次世代への継承（再掲）	 <u>2 9 百万円 → 2 4 百万円</u>
（１）証言映像の収録（戦傷病者等）	1 3 百万円 → 8 百万円
（２）戦後世代の語り部の育成等	1 6 百万円 → 1 6 百万円
 6 中国残留邦人等の援護等	 <u>1 0, 4 2 2 百万円 → 1 0, 4 2 2 百万円</u>
（１）中国残留邦人等に対する支援等	1 0, 2 0 5 百万円 → 1 0, 2 5 1 百万円
ア 支援給付の実施等	1 0, 1 7 8 百万円 → 1 0, 2 1 7 百万円
イ 中国残留邦人等の介護に係る環境整備	2 6 百万円 → 3 4 百万円
（２）抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	1 5 8 百万円 → 1 2 2 百万円
（３）戦没者等援護関係資料の移管・整備	6 0 百万円 → 4 8 百万円

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

第2 平成31年度社会・援護局援護関係主要行事予定について

平成31年度の社会・援護局援護関係の主要行事予定は、下記の通り。

○ 式典

- ・ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式を5月27日（月）に開催予定。
- ・ 全国戦没者追悼式を8月15日（木）に開催予定。
- ・ 援護事業功労者厚生労働大臣表彰式を12月上旬に開催予定。

○ 慰霊事業

- ・ 遺骨収集等事業を、南方地域等で14地域、ロシア連邦等で5地域を1年通して実施予定。
- ・ 慰霊巡拝事業を、南方地域等で8地域、ロシア連邦等で4地域を6月下旬～2月中旬に実施予定。
- ・ DNA鑑定で遺族が判明した遺骨については、順次遺族に伝達予定。

○ 中国残留邦人等支援

- ・ 中国残留邦人等支援に係る全国担当者会議を5月中旬に開催予定。
- ・ 日中共同調査により、中国残留孤児と認められた方がいる場合、その情報を公開する。（9～11月の予定）
- ・ 上記情報公開により、肉親情報があつた場合、11月下旬以降、訪日対面調査を実施予定。

○ 事務打合せ等会議

- ・ 援護システム（国債）操作・セキュリティ研修会の開催を4月中旬～5月下旬に開催予定。
- ・ 援護関係施行事務研修会の開催を6月下旬に開催予定。
- ・ 援護システム（JR）操作・セキュリティ研修会の開催を11月上旬～12月上旬に開催予定。
- ・ 社会・援護局関係主管課長会議の開催を3月上旬に開催予定。

第3 全国戦没者追悼式について

閣議決定に基づき、毎年8月15日に政府主催で全国戦没者追悼式を開催しているが、御遺族を始め関係者が高齢化する中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ継承していくという観点から、当式典について以下の取組を行う。

なお、未参列者の参列希望をできるだけ実現できるよう、参列遺族の募集の際には、広く周知を図っていただきたい。

(1) 国費参列遺族の選考について

国費参列遺族については、各都道府県55名の範囲内で、各都道府県が選考を行う。選考に関するガイドラインは以下のとおり。

なお、昨年に引き続き18歳未満の参列者を代表して、6名の方に式典で献花していただくこととしている。

(国費参列遺族の選考に関するガイドライン)

ア 国費参列遺族のうち、少なくとも1名は18歳未満の遺族を選考する。

選考に当たっては、未参列の者を優先する。

イ アによる選考以外の遺族については、

(ア) 従来の国費参列遺族の範囲で未参列の者がいれば、その者を優先する。

(イ) 死没者1人に対し、国費参列遺族は、原則、各都道府県1人とする(死没者の子の配偶者及び死没者の兄弟姉妹の配偶者が夫婦で参列する場合の配偶者を除く。)なお、国費参列遺族数に満たない場合はこの限りでない。

●18歳未満の遺族の献花者の選考をお願いする都道府県について

47都道府県を6ブロックに分け、毎年度各ブロック内において、人口の多い都道府県順に持ち回りで選考する。

本年は、岩手県、茨城県、岐阜県、滋賀県、香川県、長崎県の各都道府県から正副各1名を選考願いたい。

詳細については、3月上旬に発出予定の選考依頼通知をご確認いただきたい。

(2) 18 歳未満の遺族の献花補助者の選考について

昨年に引き続き、18 歳未満の遺族の方 14 名に献花補助者として式典に参加していただくこととしている(前日夕方にリハーサルを行う予定。)

献花補助者の参加に必要な所定の旅費は、国費参列遺族に支給する旅費とは別枠で支給することとしている。選考をお願いする都道府県は以下のとおり。

●献花補助者の選考をお願いする都道府県について

47 都道府県を 6 ブロックに分け、毎年度各ブロック内の 2 都道府県(関東及び近畿については 3 都道府県)が、人口の多い都道府県順に持ち回りで選考する。

本年は、北海道、秋田県、群馬県、埼玉県、千葉県、富山県、山梨県、三重県、京都府、奈良県、島根県、高知県、佐賀県、宮崎県の各都道府県から正副各 1 名を選考願いたい。

詳細については、3 月上旬に発出予定の選考依頼通知をご確認いただきたい。

【今後の主な予定】

3 月上旬・・・18 歳未満の遺族の献花者及び献花補助者の選考依頼通知発出

3 月下旬・・・全体の参列予定人員登録依頼通知発出

5 月上旬・・・都道府県より参列予定人員登録

6 月上旬・・・遺族代表選考依頼通知発出

7 月上旬・・・都道府県より

①遺族代表名簿

②18 歳未満の遺族の献花者(該当県のみ)

③献花補助者(該当県のみ)

の登録

※平成 31 年度の全国戦没者追悼式は、現在のところ式典内容に変更予定はありません。

第4 昭和館・しょうけい館の活用促進について

<昭和館>

- 昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 特別企画展
毎年春（3月～5月）、夏（7月～9月）に特定のテーマについて企画展を開催。
 - ・ 地方巡回特別企画展
毎年秋頃に都道府県等の協力を得て開催。平成31年度は次の地域で開催予定。
○平成31年10月17日（木）～10月27日（日） 福島県福島市で開催予定
○平成31年11月30日（土）～12月15日（日） 長崎県長崎市で開催予定
なお、福島県福島市ではしょうけい館及び平和祈念展示資料館（総務省委託）と連携して実施する予定。
 - ・ 図書・映像・音響資料の閲覧事業
 - ・ 関連情報提供事業
- 常設展示室のみ入場料あり（その他特別企画展等は全て無料）
高校・大学生 150 円、大人 300 円（その他割引制度あり）
※小・中学生、未就学児、身体障害手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方は無料

<しょうけい館>

- しょうけい館は、戦傷病者とその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 企画展
毎年春（3月～5月）、夏（7月～9月）に特定のテーマについて企画展を開催
 - ・ 地方展
平成27年度から都道府県等の協力を得て開催。平成31年度は次の地域で開催予定。
平成31年10月17日（木）～10月27日（日） 福島県福島市で開催予定
なお、福島県福島市では昭和館及び平和祈念展示資料館（総務省委託）と連携して実施する予定。
 - ・ 図書・映像・音響資料の閲覧事業
 - ・ 関連情報提供事業
- 入館料：無料

＜依頼事項＞

- 次世代への継承という観点から、小中学生、高校生、大学生等の来館促進に向け、昭和館、しょうけい館を修学旅行、社会見学等の訪問対象とすることについて、教育部門への働きかけをお願いしたい。
- また、昭和館地方巡回特別企画展、しょうけい館地方展について、ポスター等の広報用資料を小中高等学校、大学等の学校、関係団体をはじめ幅広く周知していただくようご協力をお願いしたい。

＜戦中・戦後の労苦を伝える「戦後世代の語り部」育成事業（情報提供）＞

- 戦中・戦後の労苦を直接体験した者が高齢化する中、その体験を風化させることなく次世代に伝えていくため、平成 28 年度から昭和館、しょうけい館において、戦中・戦後の労苦体験者の労苦を継承し語り伝える「戦後世代の語り部」を育成する事業を実施している。

（参考）次世代の語り部育成事業の概要

- 昭和館、しょうけい館において概ね 3 年で語り部を育成する予定。
 - ・ 1 年目：歴史や語り部に必要な基礎的、専門的知識等の習得など
 - ・ 2 年目：話法技術の習得、労苦体験者との交流など
 - ・ 3 年目：模擬講演の実施など
- 現在、1 期生 26 名（昭和館 11 名、しょうけい館 15 名）、2 期生 17 名（昭和館 8 名、しょうけい館 9 名）、3 期生 15 名（昭和館 9 名、しょうけい館 6 名）を育成中。
- 育成を修了した語り部は、昭和館及びしょうけい館への来場者に対する講演や地方展での講演、小中高等学校等での講演などの活動を予定。1 期生は平成 31 年 9 月に育成が修了し、その後に活動を予定。

第5 中国残留邦人等に対する支援について

I 地域社会での支援の実施等

1 中国残留邦人等の高齢化への対応等

(1)中国残留邦人等の介護に係る環境整備【各中国帰国者支援・交流センターで実施】

- 平成29年度より、全国7カ所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター」を配置し、介護事業所等において中国語等による語りかけ支援を行う「中国残留邦人等語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を行うほか、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を行い、中国残留邦人等が安心して介護サービスを利用できる環境を整備することとしている(43頁の参考2参照)。
- 語りかけボランティアの訪問については、今後も引き続き実施範囲を拡げることとしており、「中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」の実施に係る協力依頼について」(平成30年4月25日付け社援支発0425第1号 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長発各都道府県、指定都市、中核市民生主管部(局)長あて通知)に基づき、中国残留邦人等及び介護サービス事業者への周知、中国残留邦人等の介護サービス利用状況等の中国帰国者支援・交流センターへの情報提供について、ご協力をお願いしたい。また、ボランティアの応募希望等があった場合は、各中国帰国者支援・交流センターを案内していただくようお願いする。

<事業実施にあたっての留意事項>

- 「中国残留邦人等語りかけボランティア」は介護事業所等において介護サービス利用中の中国残留邦人等への語りかけ支援を行うものであり、介護サービスの提供や通訳支援を行うものではないので、ケアプランの調整や介護サービスを利用する場合の通訳については、現行の自立支援通訳や支援・相談員を活用願いたい。

(2) 中国残留邦人等地域生活支援事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

ア 自立支援通訳による支援の充実

- 中国残留邦人等の高齢化により、医療や介護サービスを利用する者が増加していることから、今後も引き続き関係機関との連携を図り、中国残留邦人等がこれらを利用する際に支障が生じないよう自立支援通訳の人材の確保に努めていただきたい。

イ 帰国者の状況を踏まえた日本語教育支援の実施

- 高齢のため日本語教室等への継続的な参加が困難な帰国者もいることから、平成28年度より、交流事業等を通じ日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした、高齢者向けの「日本語交流サロン」も設置できるとしたところである。

帰国者の状況を踏まえ、現行の日本語教育支援事業から日本語交流サロンへの見直しを行うなど、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた、適切な日本語教育支援事業をお願いしたい。

(3) 公営住宅への優先入居

- 中国残留邦人等の高齢化による身体機能の低下、持病の悪化等により、高層階から低層階へ、また、バリアフリー化された公営住宅への住み替え需要が高いことから、平成20年3月31日及び平成25年6月27日付け国土交通省通知の趣旨を踏まえ、中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、優先的に住替えを行うなどの良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい(参考4)。

(4) その他

- 帰国者への情報提供のため、「中国語の対応が可能な介護事業所一覧」を各自治体のご協力を得て作成し、年1回更新しているので、引き続きご協力をお願いしたい。また、帰国者、関係機関等に周知するなど、積極的に活用願いたい。

2 支援・相談員の配置

- 支援・相談員については、支援給付の実施機関に配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより中国残留邦人等が安心した生活が送れるよう支援することを目的に、都道府県、市町村(特別区を含む)に委託して事業を実施しているところである。

都道府県・市町村におかれては、配置基準に沿った体制構築や人材確保等、多大なご尽力をいただいているところであるが、平成31年度においても引き続き、中国残留邦人等の状況等を勘案しつつ、適切な支援・相談員の配置をお願いしたい。

3 次世代継承事業

(1) 普及啓発事業

- 地域の方々から中国残留邦人等への理解や支援に協力を得られるよう、中国残留邦人等地域生活支援事業(地域住民に対する広報活動事業)を積極的に活用し、中国残留邦人等が置かれた立場や状況について理解を深める催し等を開催していただきたい。また、各中国帰国者支援・交流センターがボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象に実施する「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」について、引き続き、周知・広報・後援等のご協力をお願いしたい。

(2) 証言映像収集・公開事業

- 中国残留邦人等が体験した様々な労苦の証言を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成28年度から3ヶ年計画で実施している。これまでに収録した40名(平成30年度末にはさらに20名追加予定)の証言映像は、厚生労働省ホームページで公開(YouTube内のMHLWchannelで公開中。“中国残留邦人等”“証言映像”で検索されたい。)するとともに、各中国帰国者支援・交流センターでDVDの貸し出しを行っており、地域住民に対する広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流や平和学習の機会等に広くご活用いただきたい。

(3) 戦後世代の語り部育成・講話活動事業

- 中国残留邦人等が体験した様々な労苦を次の世代に継承するため、平成28年度より、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて、「戦後世代の語り部」育成事業を実施している。平成31年度には1期生が研修を修了し、「戦後世代の語り部」として講話活動を開始することから、地域住民に対する広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流や平和学習の機会等に広くご活用いただきたい(「戦後世代の語り部」の派遣に係る旅費等は国が負担する予定)。

4 中国残留邦人等二世の就労支援

- (1) 日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること等により、安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況が見られることから、「中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について(依頼)」(平成26年12月1日付け社援支発1201第1号 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長発各都道府県、指定都市、中核市民生主管部(局)長あて通知)を参考に、就労支援を実施していない自治体においては、就労相談員の設置など、就労支援事業への積極的な取組を、すでに実施している自治体においては、事業効果を検証し、より多くの方が安定した就労につけるよう更なる取組をお願いしたい。
- (2) 日本語が不自由なため、安定就労による経済的な自立の実現が困難な二世に対し、「二世の就労に資する日本語教室」を設置することで就労に役立つ日本語の指導を集中的に行い、安定した就労を確保するとともに安易な離職を防止できるよう支援をお願いしたい。
- (3) 中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づく助成金が支給されることから、制度の積極的活用の広報をお願いしたい。

(参考)

○中国残留邦人等支援室長通知

「中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について(依頼)」(平成26年12月1日付け社援支発1201第1号 中国残留邦人等支援室長発各都道府県、指定都市、中核市民生主管部(局)長あて通知)

○特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により中国帰国者等であって、本邦に永住帰国した日から10年を経過していない者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金助成を行う。

5 一時金の申請指導等について

- 特定中国残留邦人等に満額の老齢基礎年金等を支給するための一時金は、権利を取得した日から5年経つと申請ができなくなるため、厚生労働省では、一時金の申請期限を迎える者及び新たに永住帰国した者に対する申請案内等、時効失権の防止に努めているので、ご協力をお願いしたい。

Ⅱ 支援給付及び配偶者支援金の支給

1 平成31年度における支援給付に係る主な留意点

支援給付制度は、制度開始から10年を越え、対象となる支援給付受給者の高齢化が進んでいることから、その実施に当たっては、生活保護制度の例によりながら、従来どおり特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように必要な配慮をして、懇切丁寧に行うようお願いしたい。

なお、平成31年度における主な留意点は下記のとおりである。

(1) 高齢化への対応について

支援給付受給世帯は高齢者から構成されることから、以下のような視点で定着後の生活支援を実施するようお願いしたい。

- 必要なニーズが的確に把握され、それに応じた援助が関係機関等との連携により実施されているか。
- 介護保険法に定める要介護(要支援)の状態と考えられる者については、要介護(要支援)認定申請が検討されているか。
- 必要な生活環境等の整備のために介護保険法に基づく介護保険や障害者総合支援法に基づく自立支援給付などの制度活用は図られているか。
- 配偶者等の年金の受給の可否が検討されているか。

特に、年金の受給資格期間短縮(25年から10年)を内容とする年金機能強化法の一部改正法(平成28年法律第84号)が、平成29年8月1日から施行されたことに伴い、新たに年金の受給資格を得た者の申請手続の支援等が、支援・相談員等の活用により、漏れないよう確実に実施されているか。

(2) 支援給付の基準及び老齢基礎年金の支給額について

- 平成31年度の生活扶助基準の改定については、
 - ① 平成30年10月から3回にわけて段階的に行う見直し(年齢、世帯人員、居住地域別にみたそれぞれの消費実態と基準額のばらつきを是正)の施行2年目分を実施するとともに、
 - ② 2019年10月に実施される消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案し、軽減税率が適用されることも踏まえて+1.4%の改定を2019年10月から行うこととしていることから、当該基準を用いている生活支援給付についても、変更(増減額)が予定されている。

○ 老齡基礎年金額の支給額については、「平成30年平均の全国消費者物価指数」を踏まえ、法律の規定により平成30年度から0.1%プラスで改定となる。

国民年金(老齡基礎年金(満額):1人分)

(平成30年度(月額))

(平成31年度(月額))

64,941円

→

65,008円(+67円)

(3) 医療支援給付について

○ 電子レセプトを活用したレセプト点検について

- ・ 電子レセプトのシステムを導入しているものの、活用されていない実施機関については、積極的な活用を指導願いたい。
- ・ 導入していない実施機関については、業者委託による審査の活用を指導するなど、医療支援給付の適正化に協力願いたい。

○ 後発医薬品の使用原則化について

- ・ 支援給付においても昨年10月から、後発医薬品の使用が原則化されている。支援給付受給者に対して、引き続き、中国語版及びロシア語版の「後発医薬品のしおり」等を用いて、懇切丁寧な説明をお願いしたい。

(4) 年金関係情報連携の今後のスケジュール

○ マイナンバー制度における日本年金機構との情報連携については、

- ・ 日本年金機構等から地方公共団体等への情報照会・・・

2019年4月移行一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定

- ・ 地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会・・・

2019年6月移行一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定となっている。

(5) 年金生活者支援給付金の支給について

- ・ 年金生活者支援給付金制度が、2019 年10 月に施行され、2019 年12 月から支給が開始される予定である。この給付金は、公的年金等の所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等の方に支給されるものであり、年金を受給している生活保護受給者のほとんどが対象になるものと考えられ、支援給付受給者も同様である。
- ・ この給付金の受給に当たっては、日本年金機構への請求手続きが必要になることから、平成29 年の年金受給資格期間の短縮等への対応と同様に、支援給付受給者の利用し得る資産の活用の観点から、実施機関においては、追って示す予定のリーフレットによる周知等を行うとともに収入認定(7割)に遺漏なきようご留意いただきたい。

2 配偶者支援金について

(1) 配偶者支援金制度について

平成26年10月から、中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者(中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者)に対して支援給付に加えて、配偶者支援金(満額の老齢基礎年金の3分の2相当額)を支給している。今後も申請漏れがないよう支給対象と見込まれる者に対し申請の案内及び指導をお願いしたい。

(2) 平成31年度の配偶者支援金の支給額について

平成31年度の老齢基礎年金の支給額が引き上げになることに伴い、平成31年度の配偶者支援金の支給額については、(43,338円)となる。

(平成30年度(月額))		(平成31年度(月額))
43, 294円	→	43, 338円(+44円)

Ⅲ 支援給付等施行事務

1 都道府県・指定都市本庁が実施する監査について

(1) 平成31年度における監査について

- 都道府県・指定都市本庁が行う実地監査について、都道府県・指定都市本庁は、4年に1度行うことになっている(実施機関にとっては、4年に1度監査が行われることになる)。平成31年度は、支援給付及び配偶者支援金制度の適正な運用が図られるよう引き続き管内の実施機関に対し実地及び書面により支援給付等施行事務監査を行い、都道府県指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。
- 特に、支援給付制度は、支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。しかし、以下の例のように多くの点で生活保護制度とは異なる取扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどを着眼点として、幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査計画の策定、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言指導を行うようお願いしたい。

(例) 生活保護制度とは異なる取扱い

- ・ 収入認定について、老齢基礎年金については、満額までは収入として認定しないほか、年金以外の収入も3割までは収入認定しない
- ・ 資産の保有について、預貯金・手持ち金等について一定額の保有を認める
- ・ 生計を別にする子供や孫に対しては原則として直接扶養照会を行わない
- ・ 親族訪問や墓参等を目的とした2か月程度の中国や樺太等を訪問する時は、その渡航に要した費用は収入認定を行わない など

(2) 監査実施上留意すべき点について

- 平成30年度に厚生労働省が実施した監査で問題点の多かった事項など全般的な状況を取りまとめ、追って、示したいと考えているが、以下の事項が多く見受けられた。
 - ① 1年(12か月)を超えて長期にわたり家庭訪問が実施されておらず、生活実態等の把握がされていない事例
 - ② 継続した通院治療について、6か月ごとに医療要否意見書等により継続の要否の検討がされていない事例

- ③ 住宅支援給付の認定にあたり、賃貸借契約書等の挙証資料を徴取・確認していない事例
- ④ 世帯全員の収入申告書が定期的(毎年6月)に徴取されておらず、また、収入認定が適切に行われていない事例

○ 平成31年度に都道府県・指定都市本庁が行う監査では、同様の問題があると認められる実施機関に対し、以下の点に留意して支援給付の適正実施の確保に努めるよう指導願いたい。

- ① 家庭訪問について、支援給付受給者のニーズの把握を主眼に、少なくとも支援給付開始後の家庭訪問(入院入所者の病院等への訪問を含む。)は1年(12か月)以内に1回以上行うこと。
- ② 継続した通院医療について、給付の必要性を確認する上で必要なことから、医療要否意見書を徴取するなど、継続した治療の必要性を検討すること。
- ③ 住宅支援給付の認定にあたっては、賃貸借契約書等の挙証資料を徴取・確認の上、所要の措置を講じること。
- ④ 収入認定について、世帯全員の収入申告の時期については原則として年1回、6月とすること、特定中国残留邦人等本人の老齢基礎年金については、満額までは収入として認定しないほか、年金以外の収入も3割までは認定しないこと、保険金等のその他臨時的な収入については、前年1年間の収入を基に月額を算定し、その額から8千円を控除した上で、残額の3割を控除した額を収入認定することなど、生活保護制度とは異なる取扱いをしていることに留意の上、適切に収入認定を行うこと。
- ⑤ 課税状況調査について、毎年6月以降の課税資料の閲覧が可能な時期に速やかに、対象となる全世帯全員に課税状況調査を実施し、多額の支援給付費の返還金・徴収金の発生を防止し、特に、企業年金の申告漏れがないようにすること。

2 厚生労働省が実施する監査について

(1) 平成31年度における監査計画等

ア 実地監査

- 平成31年度の実地監査は、20程度の都道府県・指定都市を予定している。
- 日程等は、各都道府県・指定都市から提出された事前協議資料に基づき調整等を行い、実地監査に入る実施機関を決定し、4月中にお知らせしたいと考えている。

イ 書面監査

- 平成31年度の書面監査は、実地監査の対象とならなかったすべての都道府県・指定都市に対して実施する。

(2) 支援給付等施行事務監査資料

- 支援給付等施行事務監査資料は、様式が確定次第通知するので、変更後の様式で、監査実施通知に記載された期限までに提出するようお願いしたい。

(3) 監査関係提出資料等

- 事前協議資料：平成31年4月5日提出（予定）
- 都道府県・指定都市が実施した平成30年度監査結果報告：平成31年7月末提出
- 支援給付等施行事務監査資料：実地監査対象は監査日2週間前提出
書面監査対象は決定次第連絡する。

※ 提出期限については遵守願いたい。

第6 遺骨収集等慰霊事業について

1 遺骨収集等事業について

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）及び「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成28年5月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）により平成28年度から平成36年度までを戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とし、平成29年度までに戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集に集中的に取り組むとともに、その情報等をもとに遺骨収集を実施することとしている。

また、同法に基づき指定した一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「指定法人」という。）が、各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行うこととしており、国と指定法人の役割分担を図り、効果的に遺骨収集を推進している。

◎遺骨収集の計画

戦没者の遺骨収集については、基本計画に基づき、厚生労働省が、毎事業年度開始前に次年度の実施指針を策定し、指定法人に提示するとともに、指定法人は、当該実施指針の内容に即した事業計画を策定することとしている。

平成31年度における遺骨収集の派遣予定地域は以下のとおり。

<南方地域等での遺骨収集>

- ①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島（ブーゲンビル島・ガダルカナル島等）、④インドネシア、⑤パラオ諸島、⑥マリアナ諸島（グアム島・北マリアナ諸島）、⑦トラック諸島、⑧マーシャル諸島、⑨ギルバート諸島、⑩ミャンマー、⑪インド、⑫樺太、⑬沖縄、⑭硫黄島

計 14 地域

<旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集等>

- ①ハバロフスク地方、②沿海地方、③イルクーツク州、④ザバイカル地方、⑤ブリヤート共和国 計 5 地域

その他、確度の高い戦没者の遺骨に関する情報が追加的に得られた場合には、応急的な派遣を実施することとしている。

※ 各都道府県におかれては、仮に遺族、団体、協力者等から戦没者の埋葬地等に関する情報が得られた際は、速やかに、事業課事業推進室まで連絡するようお願いしたい。

2 慰霊巡拝事業について

遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施している。

(1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成 31 年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ソロモン諸島（ガダルカナル島・ニュージョージア島等）、④マリアナ諸島（グアム島・北マリアナ諸島）、⑤アッツ島、⑥インド、⑦中国、⑧硫黄島の 8 地域で実施を計画している。

◎硫黄島での慰霊巡拝事業

平成 23 年度から、遺族がより参加しやすいよう実施回数 2 回、延べ 200 人程度の実施体制を組んでおり、平成 31 年度も継続して実施することとしている。

(2) 旧ソ連地域等での慰霊巡拝事業

ロシア連邦等の抑留中死亡者の遺族を対象者として各地方・州ごとに実施しており、平成 31 年度は、抑留地域である 4 地域（①ハバロフスク地方、②沿海地方、③イルクーツク州、④モンゴル）で実施を計画している。

(3) 参加遺族の募集

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるよう各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等を平成 31 年 1 月 23 日付け事務連絡でお知らせしている。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

第7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

1 DNA鑑定について

戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年から平成30年1月末までに、関係遺族約12,900人にお知らせを送付し、約3,400人から申請があった。鑑定の結果、1,136柱の遺骨の身元が特定し、順次遺族に伝達している。

平成30年度に収容した遺骨については、平成30年度内に推定される関係遺族にお知らせを送付する予定である。

また、戦後70年を経過し、戦没者遺骨の身元特定に向けて更なる取組を行っていく必要があり、戦没者遺骨の身元特定に関し、現在、以下の取組を行っている。

(1) DNA鑑定に係る遺族への呼びかけ範囲の拡大

遺留品等がなくても、部隊記録等から戦没者がある程度特定できる場合には、遺族へのDNA提供の呼びかけを行うことを検討してきた。平成28年度は、その実効可能性の検証のため、部隊記録等の資料が残っている沖縄県の検体からDNAが抽出された4地域の検体について、遺族への呼びかけと鑑定を実施したが、遺族の特定に至らなかった。

平成29年度からは、沖縄4地域に加え、沖縄6地域の戦没者について、さらなる試行的な取組として、その地域の戦没者の遺族と思われる方からのDNA鑑定の申請を各都道府県ご協力のもと公募し、平成29年7月から受付を開始した。申請のあった遺族については、ある程度戦没者とのつながりが確認できる場合にはDNA鑑定を実施し、鑑定結果が判明した遺族に結果を通知（平成30年12月4日に開催した「DNA鑑定人会議」での審議の結果、286件のご遺族について血縁関係を有するご遺骨は特定できないとの結論に至り、その旨を遺族に通知）した。

南方等戦闘地域でのDNA鑑定に対する今後の対応については、この結果を踏まえ平成30年度末までを目途に検討することとしている。

(2) DNA鑑定の対象となる遺骨の歯から四肢骨への拡大

これまで、古い遺骨でも比較的DNA型情報の保存状態が良いとされる歯を検体として、DNA鑑定を実施し、関連情報と併せて遺族を特定してきた。しかしながら、遺骨収集において歯を採取できるケースが限られていることや、諸外国の鑑定の実施

状況等から、「DNA鑑定の対象を四肢骨に拡大すべき」との意見が寄せられたため、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の専門家の意見を踏まえ、平成29年4月から遺族を特定するためのDNA鑑定の対象となる遺骨について、歯に加えて、四肢骨も検体とすることとした。

2 遺骨及び遺留品の伝達について

DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

第8 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

民間団体等が建立した日本人戦没者の慰霊碑等の維持管理については建立者が行うことが基本であるが、関係者の高齢化等により維持管理が困難となっているものもある。

厚生労働省では、平成28年度より建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危機がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、一定の補助（1／2（上限25万円））を行っている。

平成30年10月19日付社援事第1019号第1号で各都道府県に調査依頼した「国内民間建立慰霊碑の状況調査」及びアンケートについて御協力いただき感謝申し上げます。（参考資料第17「国内における民間建立戦没者慰霊碑の管理状況」参照）

平成30年度においては、当該慰霊碑を自治体が管理する土地に移設を行う場合や、当該慰霊碑の建立地等に埋設等を行う場合等に、それらにかかる費用の1／2（上限25万円）を補助していたが、平成31年度においては、自治体により実施しやすい事業となるよう、例えば管理者が高齢化し事実上管理できない場合にも補助を行うとともに、1／2補助の上限額を25万円から50万円に引き上げる予定である。

平成31年度における補助金の交付要綱（案）及び実施要綱（案）は別添のとおりであるので、当該補助金の積極的な活用を検討願いたい。

また、現時点で管理状況が良好な慰霊碑であっても、今後不良となる可能性も考えられることから、管内の慰霊碑の状況把握に引き続き努めていただきたい。

（今後の事務スケジュール）

- 予算成立後 交付要綱及び実施要綱の発出（適用日は4月1日）
- 6月下旬メド 都道府県でとりまとめた事前協議書類の厚生労働省への提出期限
- 8月下旬メド 厚生労働省から内示通知書を発出
- 10月上旬メド 都道府県でとりまとめた交付申請書類の厚生労働省への提出期限
- 11月中旬メド 厚生労働省から交付決定通知書を発出

（これまでの実施例）

- 小学校敷地奥に建立されていたが、市町村合併により小学校が廃校となった。
その後、小学校跡地及び慰霊碑の敷地を個人が取得したため、立ち入りが困難と

なり、慰霊碑が荒廃してしまった。今般、土地の所有者より慰霊碑の撤去要請があったことから、公有地に移設を行った。

- 公園内の建立者不明の元忠霊塔に安置されていた位牌を、市遺族会が引き取り、市民墓地内に移し、有志とともに慰霊碑を建立した。直接の建立者が不明であり、慰霊碑が傾いており、倒壊の危険があることから、撤去（埋設）した。
- 小学校敷地内に建立され、建立者は確認できるが、現在において建立者は存在しない。慰霊碑は3メートルを超える高さのうえ、土台にひびが入る等による経年劣化が激しく小学生に危険が及ぶ可能性があったため、撤去（埋設）した。

(別添)

平成31年度国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金交付要綱(案)

(通則)

- 1 国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、民間団体等が国内に建立した戦没者慰霊碑であって、管理状況等が不良な慰霊碑の移設等に係る経費の一部を補助することにより戦没者慰霊や住民の安全確保に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成28年9月27日社援発0927第11号社会・援護局長通知の別紙「国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱」に基づき、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
(1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
(2) (1)により選定された額に次の表の第4欄に定める補助率を乗じて得られた額を交付額とする。

1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率
国内民間 建立慰霊 碑移設等 事業	1,000,000円以内で厚生労働大臣が必要と認めた額 ×慰霊碑の基数	都道府県又は市町村が行う国内民間 建立慰霊碑移設等事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費)、役務費(通信運搬費、損害保険料、手数料)、使用料及び賃借料、工事請負費、委託料	1 / 2

(補助金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県知事は、別紙様式第2に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
 - (2) 市町村長は、別紙様式第3に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
- また、都道府県知事は、市町村の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式第2に添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
- (1) 都道府県知事は、7の(2)による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

厚生労働大臣は、7の(1)及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定(又は変更交付決定)があったときは、市町村長に対し、別紙様式第4又は別紙様式第5により速やかに交付決定の内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県知事は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度年4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第6に係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (2) 市町村長は、別紙様式第7に係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、市町村の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度年4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第6に添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対して、別紙様式第8により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱（案）

厚生労働省社会・援護局事業課

平成２８年９月２１日制定

平成３１年〇月〇日一部改正

1 目的

国内にある民間団体等が建立した戦没者慰霊碑（以下「慰霊碑」という。）については、建立者や管理者（以下「建立者等」という。）が自ら維持管理を行うことが基本であるが、建立者等が不明などにより管理状況不良の慰霊碑が放置されていることは、戦没者慰霊や住民の安全の観点から好ましくない。

このため、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行うこれら管理状況不良の慰霊碑の移設又は埋設等（以下「移設等」という。）の取組を補助し、もって管理状況不良の慰霊碑への適切な対応を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

3 事業内容

建立者等が不明（又はそれに準ずる状態）である、管理状況が不良の慰霊碑について、地権者等と協議を行ったうえで、移設等を行う。

4 留意事項

（１）補助事業の対象となる慰霊碑

国内にある慰霊碑で、建立者等が不明又はそれに準ずる状態（建立者等は明らかであるが高齢のため建立者等自らが維持管理を行うことが困難であると認められる場合）であって、管理状況が不良（倒壊の危険などがあり、地域住民へ危害が及ぶおそれがあるもの）の慰霊碑を基本とする。

（２）慰霊碑の移設等

慰霊碑の移設を行うことにより、今後、慰霊碑が適切に維持される状態になる、若しくは、埋設等を行うことで維持管理する必要がなくなるものについて、事業の実施主体が実際に移設等を行う場合、その費用について上限額の範囲内において補助を行う。

- ① 移設とは、慰霊碑を都道府県や市町村が管理する土地内等に移動し、設置することをいう。
- ② 埋設等とは、慰霊碑の建立地等に埋める又は適切に処分することをいう。

5 補助金交付の対象経費

- (1) 移設を行う際の、撤去費用、運搬費用等、移設に要した経費。
- (2) 埋設等を行う際の、撤去費用、埋設費用、処分費用等、埋設等に要した経費。

6 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

第9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続き簡素化について

(1) 制度の概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として「弔慰」（死者を弔い、遺族を慰めること）の意を表するため、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している（昭和40年制度創設）。

戦後70周年に当たる平成27年に、国として改めて弔慰の意を表するため、法改正を行い、特別弔慰金の支給を継続した。なお、当該改正法案には附帯決議が附されており、「特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、手続きの簡素化に努めるとともに、新たな受給権者の把握及び制度の周知等の請求漏れ防止策に努めること。」とされている。

特別弔慰金の請求期間は3年間であり、戦後70周年の特別弔慰金については、平成27年4月1日から平成30年4月2日までで終了したところであるが、次回の特別弔慰金は、2020年4月1日から受付開始予定となっている。

(2) 請求手続き簡素化について

次回の特別弔慰金の請求について、請求者（遺族）の立場から考えて、どういった点で簡素化ができるか検討するため、都道府県及び市区町村の特別弔慰金等担当者から現行の事務処理の問題点やその改善案などに関する意見を聴取したうえで、平成30年2月、各都道府県担当者との意見交換会（※30都道府県が参加）を行った。

同意見交換会での様々なご意見の内容を検討し、別添資料のとおり現時点における検討の方向性（案）をまとめたところ。

なお、同意見交換会での意見や交わされた議論の内容を通じて、各都道府県によって考え方に相当な違いが見られること、また請求書類の受付を担当する市区町村と、審査裁定を担当する都道府県の間でも意見が異なっていることが分かった。そのため、請求手続き簡素化について、全てのご意見を反映した案とすることは困難であることはご理解いただきたい。

(3) 特別弔慰金の請求後に請求者が死亡した場合の対応について

特別弔慰金の請求後、裁定通知書交付前に請求者が死亡した場合の対応について、個別の審査請求事案に係る行政不服審査会の答申の内容を踏まえ、検討しているところ。詳細は追ってお知らせさせていただく。

第10 旧陸海軍関係恩給進達事務について

- 旧陸海軍関係の恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、件数は減少傾向にある。
各都道府県におかれては、請求者が高齢者であることに配慮し、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。
- 旧陸海軍関係で恩給受給権が発生しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられることから、都道府県におかれては、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。
- 恩給の相談を受けた際は、陸・海軍の別にかかわらず、都道府県において、相談者から「履歴申立書」を提出させ、丁寧に内容を把握した上で軍歴の調査を行うようお願いしたい。
このうち、旧海軍関係については、提出された「履歴申立書」を都道府県から援護・業務課あて送付願いたい。送付された「履歴申立書」について在職年計算等を行い、その結果を都道府県に回答する。
なお、恩給請求事務において、軍歴、在職年等でご不明な点があれば、援護・業務課恩給担当に照会願いたい。
- 例年実施している「援護法等施行事務研修会」において、各都道府県担当者の理解を深めるため、恩給請求における事務処理方法、留意点等の説明を行っているので、各都道府県担当者の出席をお願いしたい。

第 11 援護システムの運用等について

1 援護システム更改について

- 平成 30 年度（2018 年度）から平成 31 年度（2019 年度）にかけて、現行の援護システムで使用しているマイクロソフト社の OS のセキュリティサポート終了に伴う援護システムの更改を行い、平成 32 年（2020 年）1 月に新システムのリリースを行う。援護システムの更改に伴い、各都道府県には、新機器の調達を依頼することとなる。なお、新機器の仕様等については、平成 30 年（2018 年）11 月にお知らせしているので、遅滞なく調達手続を進められるようお願いしたい。

2 援護システムにおける個人情報（個人番号含む）の取扱いについて

- 援護システムは、
 - ・ これまで、各種特別給付金及び特別弔慰金の裁定事務に必要な範囲で、都道府県相互に閲覧できる個人情報の範囲を拡大してきていること、
 - ・ 平成 28 年（2016 年）1 月から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号を取り扱うシステムとなっていること、から、各都道府県におかれては、個人情報保護に関する法令、援護システム運用管理規程等を遵守し、引き続き情報セキュリティ対策を徹底するようお願いしたい。

3 援護システム利用者のアクセス権限の申請について

- 援護システムでは、なりすまし防止や不要となったアクセス権限を定期的に削除し、主体認証情報の管理を徹底する観点から、毎年度、新たなアクセス権限付与の申請を必要としている。「平成 31 年度（2019 年度）アクセス権限付与申請」については、3 月下旬に援護システム担当者宛に案内するので、平成 31 年度（2019 年度）における援護システム利用者及び利用者の利用状況に応じた権限項目を各都道府県において精査の上、3 月中に厚生労働省まで申請をお願いしたい。

4 援護システムにおける改元改修について

- 平成 31 年（2019 年）4 月 1 日に新元号が公表される予定であり、援護システムにおいては改元に係る改修を進めているところである。改元に係るリリースは 4 月中旬を予定しており、各都道府県において発生する作業はないものの、国債サブシステムにおける裁定確定処理期間がリリース後に限定される等、一定の留意事項があるため、詳細はリリース時期が近づいた際に援護システム担当者宛に連絡するので、御了知願いたい。

第 12 旧令共済組合員に関する履歴証明等について

1 旧令共済組合員に関する履歴証明事務

- 旧陸軍軍属に関する都道府県の履歴証明事務については、日本年金機構から依頼があった場合、援護・業務課調査資料室の保管資料を添付のうえ証明依頼を行うので、請求者が高齢者であることに配慮し、可及的速やかな事務処理をお願いしたい。
- また、旧陸軍軍属期間を厚生年金に反映させるための履歴証明依頼について、都道府県に照会があった場合には、「最寄りの年金事務所」宛てに申請手続きをするようご案内をお願いしたい。
- なお、例年実施している「援護関係施行事務研修会」において、「旧令共済組合員期間の履歴証明事務」について、履歴証明が困難な具体的事例を用いての事例研究を行うので、各都道府県担当者の積極的なご出席をお願いしたい。

2 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する際には「陸軍軍歴証明事務関係通知集」（昭和 53 年 3 月改刷）71～73 頁を参照いただき、対象者の履歴申立書及び都道府県保管資料の写しを添付のうえ、依頼するようお願いしたい。

(2) 海軍関係

旧海軍人事関係資料について、問い合わせがあった場合には、当室あて直接照会されるようご案内をお願いしたい。

なお、恩給受給資格調査のための照会は、「第 10 旧陸海軍関係恩給進達事務について」に記載のとおり都道府県において対応をお願いしたい。

3 人事関係資料等の保存

各都道府県の履歴証明等事務に必要な旧軍から引き継いだ人事関係資料等は歴史的価値のある公文書であることから、各自治体におかれては、それぞれの条例等法規に照らし、適切な保管、管理に努めていただきたい。

第 13 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について

昭和 20 年 8 月 9 日以来の旧ソ連軍の侵攻により、旧日本軍人等が旧ソ連地域またはモンゴル人民共和国（当時）の地域で抑留された抑留者は、戦後、極寒の地で長期間にわたり劣悪な環境のもと多大な苦難を強いられ、その間、過酷な強制労働に従事させられた。

これらの抑留者を約 57 万 5 千人、強制抑留下において死亡した抑留者を約 5 万 5 千人と厚生労働省では推計している。

厚生労働省では、平成 3 年に日ソ間で締結した協定に基づき、同年以降ロシア連邦政府等より死亡者名簿等を入手し、同政府等から提供された抑留者関係資料については、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。

平成 30 年度は、新たにシベリア・モンゴル地域 152 人（※）、その他地域 2 人（※）、合計 154 人（※）の個人を特定している。（※平成 31 年 1 月末現在）

厚生労働省では、平成 27 年 4 月以降、個人を特定できた方について、速やかに関係御遺族に情報提供を行う観点から、原則として毎月、身元特定者を公表するとともに、各都道府県に対し関係御遺族の現住所調査等についてご協力をお願いしている。

御遺族の高齢化を踏まえ速やかな対応が必要であるため、各都道府県におかれては関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付についてご協力をお願いしたい。

なお、抑留帰還者に関する資料については、ロシア政府より約 47 万人分、モンゴル政府より約 1 万人分の個人資料が提供されており、帰還者本人又はその御遺族が希望する場合には、当該資料を提供している。各都道府県に問い合わせがあった場合は、調査資料室あて直接照会するよう御案内をお願いしたい。

<照合調査による個人の特定状況（平成 31 年 1 月末現在）>

	死亡者数	個人を特定
シベリア・モンゴル地域	約 5 万 5 千人（注 1）	約 4 万人（注 2）

（注 1）主に昭和 20 年代の引揚時の港における抑留帰還者からの聴取により推計

（注 2）この他にその他地域（興南、大連、樺太等）で約 1 千人の個人を特定

参 考 資 料

第1 平成31年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成30年度 予 算 額	平成31年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	14,557,743	12,923,803	▲ 1,633,940	
(項) 厚生労働本省共通費	2,360	2,311	▲ 49	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	2,360	2,311	▲ 49	
(項) 遺族及留守家族等援護費	10,221,930	8,665,981	▲ 1,555,949	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	10,221,930	8,665,981	▲ 1,555,949	
援護審査会経費	1,002	921	▲ 81	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	8,978,545	7,348,901	▲ 1,629,644	援護年金等の支給 8,881百万円 → 7,251百万円
戦傷病者特別援護経費	293,329	277,100	▲ 16,229	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 しょうけい館の運営費 177百万円 → 184百万円
				2 医療費の支給 82百万円 → 61百万円
				3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 30,300円 → 30,300円 ・葬祭費 単価 206,000円 → 206,000円
未帰還者留守家族等援護経費	19,528	11,336	▲ 8,192	葬祭料 単価 206,000円 → 206,000円
未帰還者に関する特別措置経費	488	413	▲ 75	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の 支給事務に必要な経費	450,965	537,060	86,095	
昭和館等に係る経費	478,073	490,250	12,177	昭和館運営費 467百万円 → 480百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	2,988,906	2,983,586	▲ 5,320	
戦没者の遺骨収集事業等に必要な経費	2,988,906	2,983,586	▲ 5,320	
戦没者遺骨処理等諸費	2,521,542	2,503,946	▲ 17,596	1 遺骨収集関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④イントネシア ⑤パラオ諸島 ⑥マリアナ諸島 ⑦トラック諸島 ⑧マーシャル諸島 ⑨ギルバート諸島 ⑩ミヤンマー ⑪インド ⑫樺太 ⑬沖縄 ⑭硫黄島 ○旧ソ連地域(⑮ハバロフスク地方 ⑯沿海地方 ⑰イルクーツク地方 ⑱ザバイカル地方 ⑲ブリヤート共和国) 2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④マリアナ諸島 ⑤アッツ島 ⑥インド ⑦中国 ⑧硫黄島 ○旧ソ連地域等(⑨ハバロフスク地方 ⑩沿海地方 ⑪イルクーツク州 ⑫モンゴル) 3 慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	467,364	479,640	12,276	1 全国戦没者追悼式挙行経費 151百万円 → 151百万円 2 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 259百万円 → 259百万円 3 国内・海外民間建立慰霊碑の移設等 22百万円 → 22百万円

事 項	平成30年度 予 算 額	平成31年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,080,968	1,053,361	▲ 27,607	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,080,968	1,053,361	▲ 27,607	
中国残留邦人等に対する生活支援	487,159	484,359	▲ 2,800	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 68百万円 → 75百万円
定着自立援護	414,974	387,681	▲ 27,293	
帰国受入援護	123,888	118,805	▲ 5,083	・永住帰国見込世帯人員 2世帯 8人 → 2世帯 6人 ・一時帰国見込世帯人員 66世帯128人 → 63世帯 122人
身元調査等	28,633	28,113	▲ 520	・訪中調査対象孤児数 4人 → 4人 ・訪日調査対象者数 1人 → 1人
介護に係る環境整備	26,314	34,403	8,089	
(項) 恩給進達等実施費	263,579	218,564	▲ 45,015	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	263,579	218,564	▲ 45,015	
資料整備諸費	217,669	170,521	▲ 47,148	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	1,765	1,765	0	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	44,145	46,278	2,133	

社会・援護局(社会)計上分	9,123,604	9,197,814	74,210	
(項)生活保護等対策費	9,123,604	9,197,814	74,210	
中国残留邦人等に対する生活支援	9,123,604	9,197,814	74,210	
中国残留邦人生活支援給付金	8,903,324	8,961,948	58,624	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
配偶者支援金	220,280	235,866	15,586	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
中国残留邦人等に対する生活支援	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成30年度 予 算 額	平成31年度 概算要求額	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	23,681,347	22,121,617	▲ 1,559,730	
社会・援護局(援護)計上分	14,557,743	12,923,803	▲ 1,633,940	
社会・援護局(社会)計上分	9,123,604	9,197,814	74,210	

(参考) 平成31年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成30年度 予 算 額	平成31年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(援護)計上分	千円 1,030,728	千円 976,164	千円 ▲ 54,564	
(項) 遺族及留守家族等援護費	509,199	462,320	▲ 46,879	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	504,335	457,456	▲ 46,879	
(目細) 戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	70,664	70,643	▲ 21	
(目細) 留守家族等援護事務委託費	15,852	12,605	▲ 3,247	1 留守家族等援護 108千円 2 未帰還者特別措置 78千円 3 戦傷病者特別援護 12,419千円
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	417,819	374,208	▲ 43,611	
(目) 遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	39,529	40,207	678	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	2,727	2,588	▲ 139	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	2,727	2,588	▲ 139	
(目) 遺骨収集等委託費	24,766	25,583	817	沖縄県
(目) 遺骨収集等派遣費補助金	12,036	12,036	0	・国内民間建立慰霊碑の移設等 12,036千円
(項) 中国残留邦人等支援事業費	447,777	437,731	▲ 10,046	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	447,777	437,731	▲ 10,046	
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	212	212	0	
(目細) 引揚者等援護事務委託費	447,565	437,519	▲ 10,046	「支援・相談員」の配置 388,593千円
(項) 恩給進達等実施費	34,223	35,906	1,683	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	34,223	35,906	1,683	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	5,835	6,122	287	
(目細) 旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	28,388	29,784	1,396	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 28,071千円 2 戦没者叙勲等進達関係 1,713千円

事 項	平成30年度 予 算 額	平成31年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,123,604	9,197,814	74,210	
(項) 生活保護等対策費	9,123,604	9,197,814	74,210	
(目) 生活扶助費等負担金	4,296,116	4,042,328	▲ 253,788	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	4,075,836	3,806,462	▲ 269,374	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(小事項) 配偶者支援金	220,280	235,866	15,586	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(目) 医療扶助費等負担金	4,644,213	4,939,104		
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	4,644,213	4,939,104		
(目) 介護扶助費等負担金	183,275	216,382		
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	183,275	216,382		
(目) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金				・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成30年度 予 算 額	平成31年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,154,332	10,173,978	19,646	
社会・援護局(援護)計上分	1,030,728	976,164	▲ 54,564	
社会・援護局(社会)計上分	9,123,604	9,197,814	74,210	

第2 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

7階	常設展示室(戦中の人々の暮らし)
昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示	
6階	常設展示室(戦後の人々の暮らし)
昭和20年(終戦)から昭和40年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示	
5階	映像・音響室
当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。	
4階	図書室
当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる	
3階	会議室
特別企画展などを開催	
2階	広場
憩いの場	
1階	懐かしのニュースシアター
戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)	

特別企画展等(平成11年度から毎年開催)	
平成31年3月16日～5月6日	日本のオリンピック・パラリンピック～大会を支えた人々～
平成31年7月20日～9月8日	昭和館所蔵資料が伝える人々の暮らし ～受け継がれる想い～(仮称)
平成32年3月頃～5月頃	テーマ未定

地方巡回特別展(平成13年度から毎年開催)	
平成31年10月17日～10月27日	戦中・戦後の暮らし 福島展(福島県福島市)
平成31年11月30日～12月15日	戦中・戦後の暮らし 長崎展(長崎県長崎市)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開 館 時 間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.showakan.go.jp
入 館 料	小中学生:無料 高校・大学生:150円 大人300円 (その他、無料・割引制度あり)

第3 しょうけい館について

●設置目的

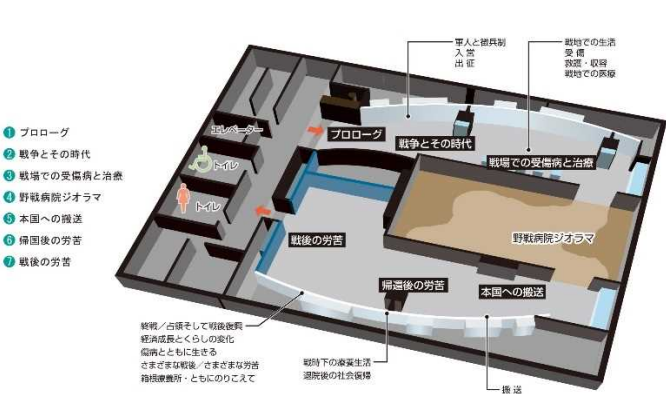
しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、次世代にその労苦を伝えるための国立の施設です。
(平成 18 年3月開設)

●事業の概要

1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

《常設展示について》

体験者の証言をもとに戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦を伝えます。



戦場スケッチ

《企画展について》

春と夏に様々なテーマで企画展を開催します。また福島県で地方展を開催する予定です。

企画展(平成 19 年度から毎年開催)	
平成 31 年3月 12 日～5月6日	“想い”を込めて～作品からみる戦傷病者～
平成 31 年7月頃	病院船 (仮称)
平成 32 年3月頃	東京オリンピック・パラリンピック (仮称)

地方展(平成27年度から開催)	
平成 31 年 10 月 17 日～10 月 27 日	しょうけい館(戦傷病者史料館) -福島展-

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-5-13 ツカキスクエア九段下
開 館 時 間	10:00～17:30(入館は 17:00 まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	www.shokeikan.go.jp
入 館 料	無料

第4 中国残留邦人等の数

1 中国残留邦人の状況（平成31年1月31日現在）

（1） 孤児の肉親調査

孤児総数 2,818人
うち身元判明者 1,284人

（2） 永住帰国の状況

永住帰国者の総数 6,723人（家族を含めた総数 20,907人）
うち孤 児 2,557人（ ” 9,381人）
うち婦人等 4,166人（ ” 11,526人）

（注） 孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2,553世帯、
婦人等4,166世帯、計6,719世帯である。

（3） 一時帰国の状況

一時帰国の延人数 6,037人（家族を含めた総数 10,146人）
うち孤 児 1,419人（ ” 2,781人）
うち婦人等 4,618人（ ” 7,365人）

2 樺太等残留邦人の状況（平成31年1月31日現在）

（1） 永住帰国の状況

永住帰国者の総数 109人（家族を含めた総数 275人）
うち樺太 86人（ ” 220人）
うち旧ソ連本土 23人（ ” 55人）

（注） 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である家族が5人いるので、残留邦人の帰国世帯総数は
104世帯である。

（2） 一時帰国の状況

一時帰国の延人数 2,309人（家族を含めた総数 3,384人）
うち樺太 2,030人（ ” 2,899人）
うち旧ソ連本土 279人（ ” 485人）

3 満額の老齢基礎年金を受給するための一時金受給者数 （平成31年1月31日現在）

6,240人

4 支援給付受給者数 平成30年11月現在（福祉行政報告例）

4,094世帯 5,985人

5 配偶者支援金受給者数 平成30年11月現在（福祉行政報告例）

430人

第5 中国残留邦人等に対する支援策

※国が委託する施設での支援

研修施設での支援

中国帰国者
支援・交流センター
(全国7ブロックに設置)

(北海道、東北、首都圏、
東海・北陸、近畿、
中国・四国、九州)

- ＜帰国後6ヶ月間の定着促進支援(首都圏センター)＞ 宿泊・通所研修
 - * 平成28年度から、中国帰国者定着促進センターの機能を統合
- ・集中的な日本語教育、生活指導、就職相談等の定着促進事業
- ＜定着促進支援修了後1年間の自立研修支援(首都圏センター)＞ 通所研修
- ・集中的な日本語習得支援、生活相談等を行う自立研修事業
- ＜継続的な支援(7センター共通)＞ 通所研修
 - ・日本語学習支援、日本語交流サロン支援
 - ・生活相談、地域の人々や帰国者同士の交流支援
 - ・各自治体が実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等の支援
 - ・介護に係る環境整備事業

※自治体が支援給付及び配偶者
支援金の支給事務を実施

生活支援

- ・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても保険料の納付を認める。
- ・納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。

満額の老齢基礎
年金等の支給

＜支援給付＞

- ・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外
厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外
- ・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給
- ・中国語等のできる支援・相談員の配置
- ＜配偶者支援金＞
 - ・中国残留邦人等死亡後の特定配偶者（「特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者」）に対して支給

支援給付及び
配偶者支援金の支給

※自治体が地域の事情
に応じて実施

地域での支援

- ◎地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業
- ・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助
- ・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者（支援リーダー）の活動費補助 等
- ◎身近な地域での日本語教育支援
 - ・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
 - ・民間日本語学校利用時の受講料補助 等
- ◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助
- ◎中国帰国者等への地域生活支援プログラムの実施
- ◎二世に対する就労支援

地域での多様な
ネットワークを活用し、
地域で安定して生活
できる環境を構築

※生活困窮者就労準備支援事業
費等補助金事業(10/10国庫補
助)として実施

(参考1) 定着後の生活支援

下記を活用して地域社会での生活を支援している。

- 地域に定着後は、生活支援を受けながら、中国帰国者支援・交流センター等や地域社会での生活支援により日本語を学んだり、交流事業等へ本人の希望で参加できる。

中国帰国者支援・交流センター

- ・通所施設(全国7ヶ所に設置)
- ・進度別、目的別ニーズに合わせた日本語習得支援
- ・生活相談や地域社会、帰国者同士の交流支援
- ・帰国者の生活に資する情報の提供
- ・中国残留邦人等への理解を深める普及啓発活動
- ・介護に係る環境整備事業
- ・定着促進事業、自立研修事業の実施等
(首都圏センター)



日本語教室や交流事業の実施に際しては、支援・交流センターの地域支援コーディネーターを活用し積極的に連携していきたい。

地域社会における生活支援

- ・地域住民に対する広報活動事業への支援
- ・地域で実施する日本語交流事業への支援
- ・地域ボランティア等が実施する日本語教室及び二世の就労に資する日本語教室に対する支援
- ・医療・介護サービスを利用するための自立支援通訳の派遣支援
- ・就労相談員による就労支援
- ・日本語教室、交流事業等への参加に必要な交通費、教材費の支援等

- 永住帰国してから1年後に要件を満たす方は、満額の老齢基礎年金等と支援給付が受けられる。



満額の老齢基礎年金等の支給

- ・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても納付を認める
- ・納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給

支援給付の支給

- ・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外
- ・厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外
- ・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給
- ・中国語等のできる支援・相談員の配置

中国残留邦人等の老後の生活の安定のための特別な措置として、満額の老齢基礎年金等の支給と支援給付の支給を行う。

- 支援給付を受けている中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者※に対して支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。

配偶者支援金の支給

- ・満額の老齢基礎年金の3分の2相当額を支給
- ・配偶者支援金は、全額収入認定除外

※ 特定配偶者とは、中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者という

(参考2)

中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」 (全国7ヶ所の中国帰国者支援・交流センターに委託して実施)

中国残留邦人等の平均年齢は76歳を超えており、高齢化に伴い介護サービスの利用が増える中で、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用に不安のある中国残留邦人等が多くなっている。

厚生労働省では、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられるよう、全国7ヶ所にある中国帰国者支援・交流センターに委託して、「語りかけボランティア訪問」を実施している。

1 中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置。

- 中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する者を選任。

2 中国帰国者支援・交流センターで語りかけボランティアを募集・研修。

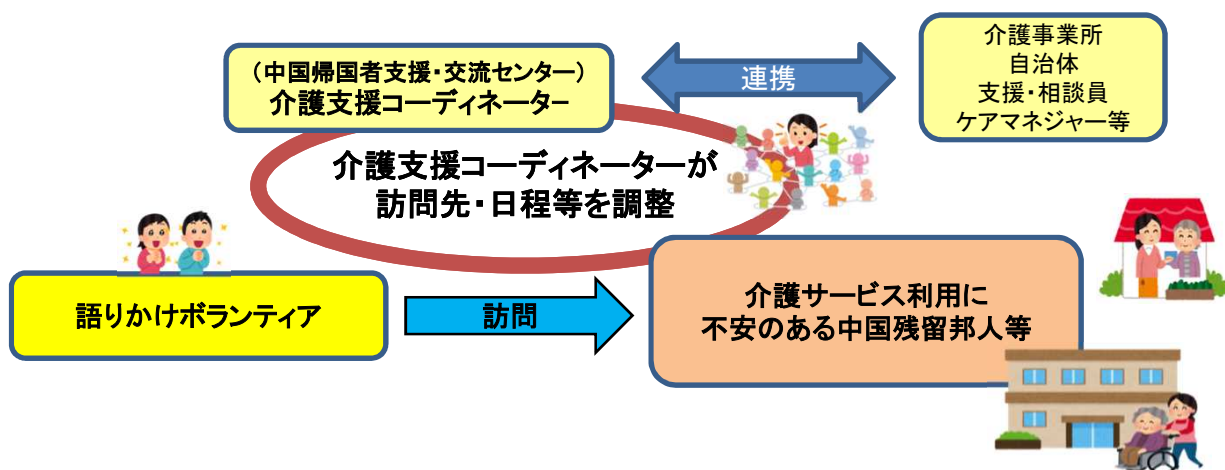
- 中国語等での日常会話が可能な水準の者を募集し、研修後、語りかけボランティアとして登録。

3 介護支援コーディネーターが中国残留邦人等、語りかけボランティア、介護事業所等の状況・要望・都合等を踏まえて訪問先・日程等を調整。

- 介護支援コーディネーターは、介護事業所、自治体、支援・相談員、ケアマネジャー等と連携。
(各自治体及び日本介護支援専門員協会には、事業実施に係る協力依頼を通知済み。)

4 語りかけボランティアが、介護サービスを利用している際に事業所、施設や居宅を訪問し、中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけを実施。

- 訪問先で、1回1時間程度、語りかけ支援と必要最低限の通訳を行う。
- 正確かつ専門的な通訳や、介護サービスの提供は行わない。
- 交通費実費相当額を支給する。



(参考3)

支援・相談員配置基準

支援給付受給世帯数	配置人数	稼働日数の目安(年間)
1世帯	1人	7日間
2世帯以上4世帯以下	1人	21日間
5世帯以上9世帯以下	1人	49日間
10世帯以上19世帯以下	1人	105日間
20世帯以上29世帯以下	1人	175日間
30世帯以上59世帯以下	1人	常勤
60世帯以上89世帯以下	2人	常勤
90世帯以上119世帯以下	3人	常勤
120世帯以上149世帯以下	4人	常勤
150世帯以上179世帯以下	5人	常勤
180世帯以上	6人	常勤

※中国残留邦人等の状況やニーズに応じた弾力的運用も可能(要協議)。

(参考4)

公営住宅の住替え関係(参考通知)

○「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」(平成20年3月31日付け国住備第143号 国土交通省住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知)

第三 特定入居の取扱いについて

中国残留邦人等の平均年齢が約70歳と高齢化していること、帰国した中国残留邦人等の多くが公営住宅に入居していることに鑑み、現に公営住宅に入居している中国残留邦人等又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体機能上の制限を受ける者となった場合等公営住宅法施令第5条第3号に該当する場合には、特定入居による住替えの積極的な活用について検討されたい。

○「公営住宅に係る優先入居の取扱いについて」(平成25年6月27日付け国住備第57号 国土交通省住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知)

第二 優先入居の対象世帯等

法令等において公営住宅への入居における特別の配慮等が位置付けられている者等、次の世帯については、現在の社会情勢に照らし、特に住居の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられます。事業主体においては、これらの世帯の取扱いについて、関係通知を参考にしつつ適切な運用をお願い致します。

①～⑦ 略

⑧ 中国残留邦人等世帯

(参考5) 地域生活支援事業の実施状況等

1. 自立支援通訳の派遣内容内訳

派遣内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
医療機関・介護施設への派遣	95.1%	84.4%	92.0%
関係行政機関への派遣	3.0%	9.6%	6.7%
その他の派遣	1.9%	6.0%	1.3%
派遣回数	16,602	20,951	22,163

2. 支援給付受給世帯数と支援・相談員の配置人数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支援給付受給世帯数	4,402	4,307	4,209
支援・相談員配置人数	402	380	368

※支援給付受給世帯数は「福祉行政報告例」における月平均

3. 主な中国残留邦人等地域生活支援事業の実施状況

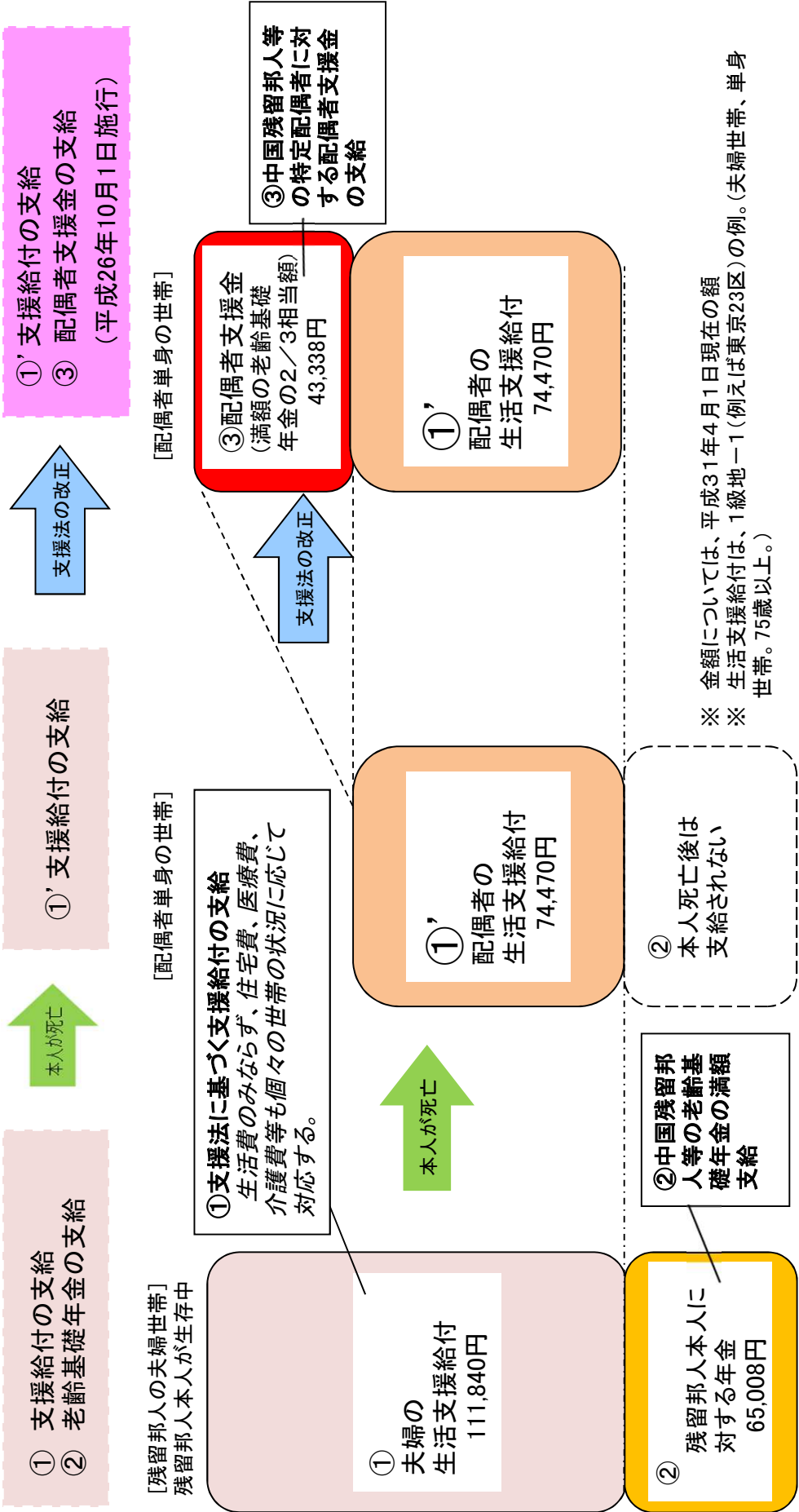
事業内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域住民に対する 広報活動事業	11	8	8
地域で実施する日本語 交流事業の支援	57	59	59
日本語教室の開催に 必要な経費の支援	61	59	54
自立支援通訳派遣事業	88	110	124
交通費・教材費の支援	134	137	134

※数字は自治体数(都道府県、指定都市、中核市、一般市を含む)

第 6 配偶者支援金（中国残留邦人等の配偶者に対する支援策）

中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者に対して支援助給付に加えて、配偶者支援助金（満額の老齢基礎年金の3分2相当額）を支給する。（平成26年10月1日施行）

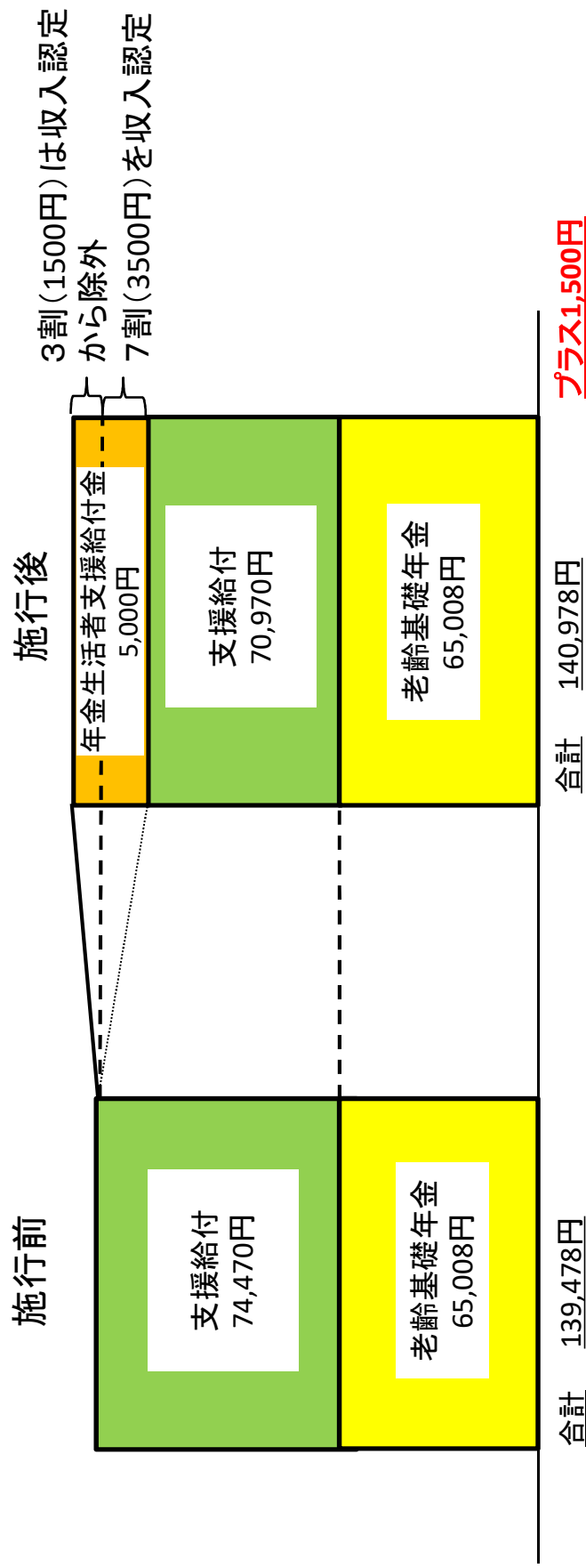
特定配偶者とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者をいう。（平成25年改正後の支援助法第2条第3項）



第7 中国残留邦人等に対する支援給付における年金生活者支援給付金の取扱い

- 支援給付は、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図られない中国残留邦人等に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する生活支援である。
- 中国残留邦人等に対し老齢基礎年金、厚生年金等の給付が行われるときは、当該給付について、満額の老齢基礎年金の月額に相当する額は、その全額を収入認定しないこととしている。
- 満額の老齢基礎年金の月額に相当する額を超える中国残留邦人等の収入については、その月額の7割を収入認定することとしている。
- 支援給付の受給者が、年金生活者支援給付金(※1)を受給した場合、原則通り、給付額の7割を世帯収入として認定する取扱いとする。

※1 年金生活者支援給付金は、所得が低く、経済的な援助を必要としている65歳以上の老齢基礎年金受給者等に対し支給するもの。
2019年10月1日施行、同年12月15日に第1回目を支給予定。



特定中国残留邦人等世帯(※2)の生活費(月額)

※2 東京23区内居住、75歳以上単身世帯の場合

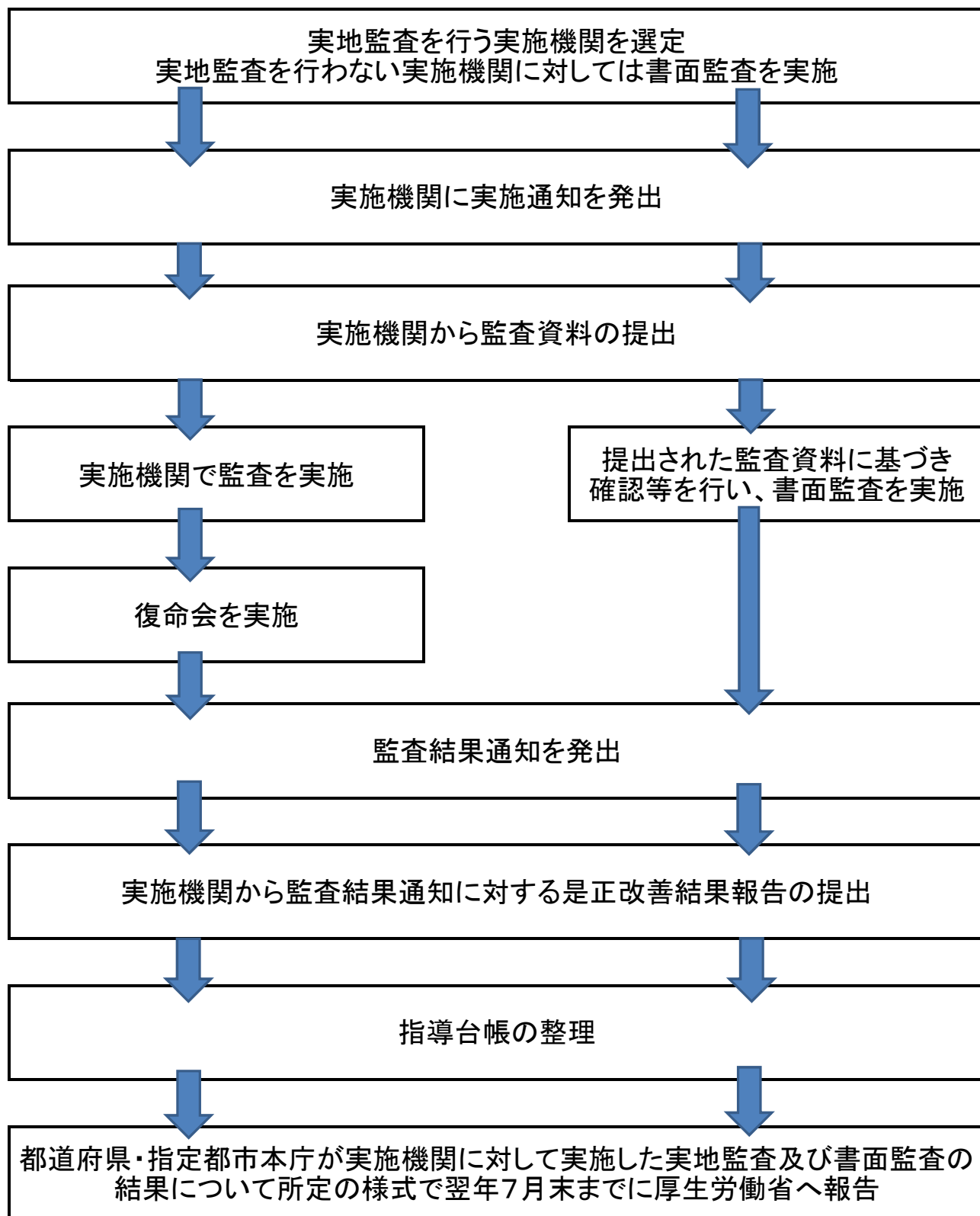
第8 年金生活者支援給付金制度開始に伴う支援給付における制度周知スケジュール (案)

		30年度					31年度																																
月	週	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月							
								①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②										
		市町村部局担当者へ 制度説明会実施						再度市町村へ向けた説明期間																TA（請求書）発送								給付金初回支払							
	年金局																																						
								支援給付での取扱につき 課長会議において周知																自治体宛通知発出								受給者宛リーフレットor 通知発出							
	支援給付																																						
	自治体																															収入認定 (初回の「受給月」)							
	受給者																							請求書返送															

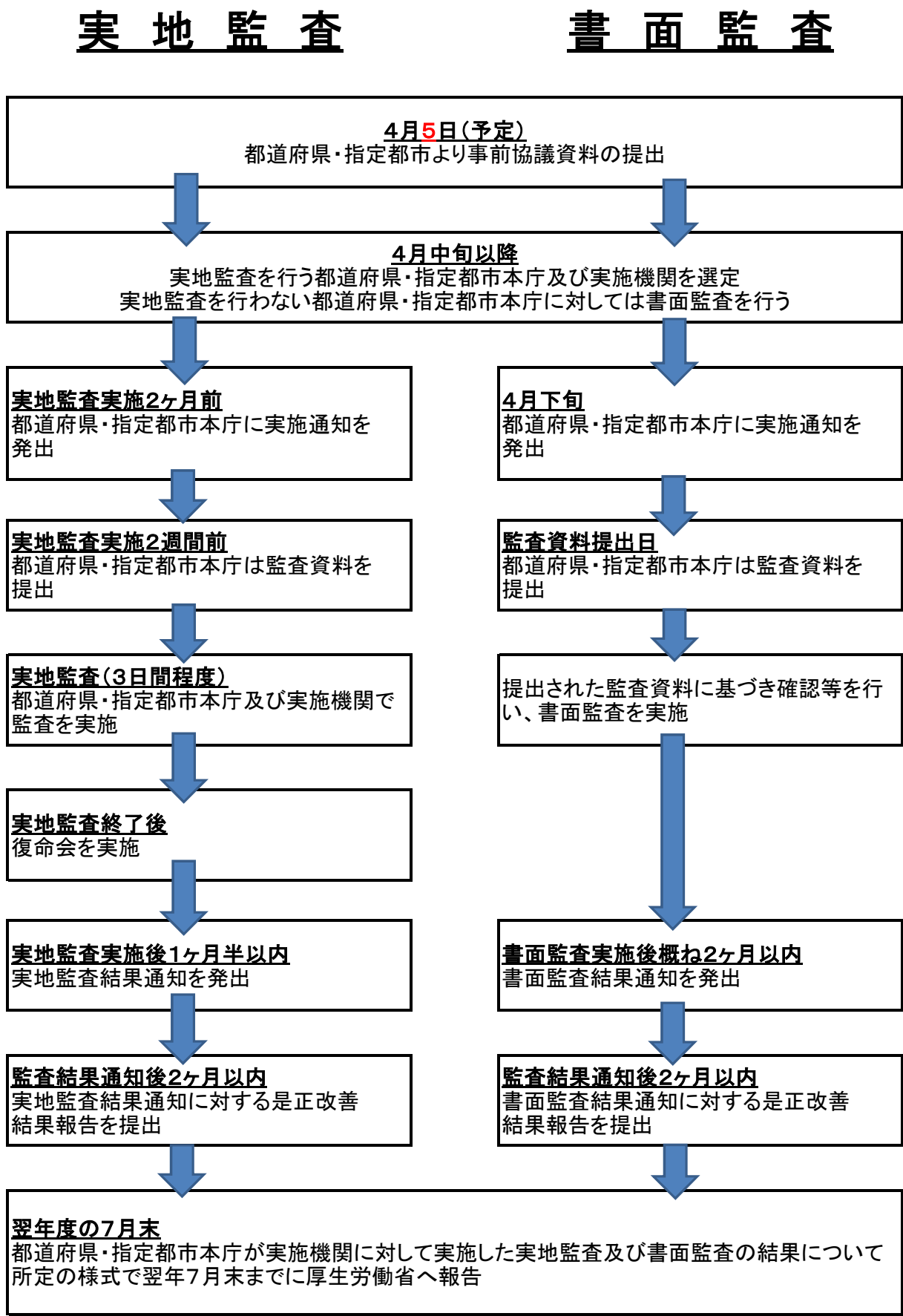
第9 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

実地監査

書面監査



第10 厚生労働省が実施する支援給付等施行事務監査の1年の流れ



第11 中国帰国者支援・交流センター一覧

平成31年 1月31日現在

名 称 (事業の実施主体)	所 在 地	所長名 (委託団体の長)	開設年月日
北海道中国帰国者 支援・交流センター TEL : 011-252-3411 FAX : 011-252-3412 (社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 TEL : 011-241-3976 FAX : 011-251-3971)	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 3階 交通 : JR札幌駅から徒歩約8分 地下鉄南北線さっぽろ駅から徒歩約8分 地下鉄南北線・東西線大通駅から徒歩約10分 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道社会福祉総合センター3階	センター所長 齋 藤 昇 北海道社会福祉協議会 会長 長 瀬 清	平19.8.1
東北中国帰国者 支援・交流センター TEL : 022-263-0948 FAX : 022-217-9388 (社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 TEL : 022-225-8476 FAX : 022-715-8507)	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館 交通 : 地下鉄南北線勾当台公園駅から徒歩約8分 市バス県庁市役所前下車徒歩約5分 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館3F	センター所長 米 谷 満 宮城県社会福祉協議会 会長 鈴 木 隆 一	平19.8.1
首都圏中国帰国者 支援・交流センター TEL : 03-5807-3171 FAX : 03-5807-3174 (公益財団法人 中国残留孤児援護基金 TEL : 03-3501-1050 FAX : 03-3501-1026)	〒110-0015 東京都台東区東上野1-2-13 カニープレイス新御徒町6階(教室)・7階(事務所) 交通 : つくばエクスプレス、都営地下鉄大江戸線「新御徒町駅」A1出口より 徒歩1分 JR山手線「御徒町駅」北口より徒歩7分 東京メトロ日比谷線「仲御徒町駅」3出口より徒歩6分 東京メトロ銀座線「稲荷町駅」より徒歩6分 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目5番8号 オフィス虎ノ門1ビル	センター所長 馬 場 尚 子 中国残留孤児援護基金 理事長 炭 谷 茂	平13.11.1
東海・北陸中国帰国者 支援・交流センター TEL : 052-954-4070 FAX : 052-954-4071 (社会福祉法人 愛知県厚生事業団 TEL : 052-325-7325 FAX : 052-325-7320)	〒461-0014 愛知県名古屋市東区榑木町1-19 日本棋院中部会館6階 交通 : 名古屋駅バスターミナル8番 幹名駅1系統 上飯田行きまたは大曽根行き利用東片端下車 徒歩3分 JR名古屋駅・名鉄名古屋駅から地下鉄桜通線利用 高岳駅下車1番出口北へ徒歩10分 JR金山駅・名鉄金山駅から地下鉄名城線利用久屋大通駅 乗換え地下鉄桜通線高岳駅下車1番出口北へ徒歩10分 〒461-0032 愛知県名古屋市東区出来町2-8-21	センター所長 木 村 啓 一 愛知県厚生事業団 理事長 樋 口 光 男	平18.9.1
近畿中国帰国者 支援・交流センター TEL : 06-6361-6114 FAX : 06-6361-2997 (公益財団法人 大阪YWCA TEL : 06-6361-0838 FAX : 06-6361-2997)	〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町11-12 交通 : 阪急梅田駅から東へ徒歩10分 阪神梅田駅から東へ徒歩10分 JR大阪駅から東へ徒歩10分 地下鉄堺筋線扇町駅A2番出口から西へ徒歩5分 地下鉄谷町線中崎町駅1番出口から南へ徒歩5分 JR環状線天満駅から西へ徒歩7分 〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町11-12	センター所長 山 下 つ ね よ 大阪YWCA 代表理事 鹿 野 幸 枝	平13.11.1
中国・四国中国帰国者 支援・交流センター TEL : 082-250-0210 FAX : 082-254-2464 (社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 TEL : 082-254-3411 FAX : 082-252-2133)	〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内 交通 : 広島・広電バス「皆実町1丁目」(産業会館前)下車 徒歩1分 路面電車「比治山橋」電停下車 徒歩5分 広島・広電バス「大学病院入口」下車 徒歩10分 〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12-2	センター所長 松 野 禎 水 広島県社会福祉協議会 会長 山 本 一 隆	平18.9.1
九州中国帰国者 支援・交流センター TEL : 092-589-6667 FAX : 092-589-6665 (社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 TEL : 092-584-3377 FAX : 092-584-3369)	〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番7 福岡県総合福祉センター(クロハ・フササ)内 交通 : JR鹿児島本線「春日駅」下車 徒歩1分 西鉄大牟田線「春日原駅」下車 徒歩9分 西鉄バス「JR春日駅」下車 徒歩1分 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番7 福岡県総合福祉センター(クロハ・フササ)内	センター所長 園 田 真 通 福岡県社会福祉協議会 会長 小 川 弘 毅	平16.6.1

●支援・交流センターHP <http://www.sien-center.or.jp/>

第12 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

平成31年 1月31日現在

1 集団による訪日調査によるもの

区 分（実施時期）	訪 日 人 員	う ち 判 明	判 明 率
第1次（昭56.3）	47人	30人	63.8%
第2次（昭57.2～3）	60	45	75.0
第3次（昭58.2～3）	45	25	55.6
第4次（昭58.12）	60	37	61.7
第5次（昭59.2～3）	50	27	54.0
第6次（昭59.11～12）	90	39	43.3
第7次（昭60.2～3）	90	39	43.3
第8次（昭60.9）	135	41	30.4
第9次（昭60.11～12）	135	34	25.2
第10次（昭61.2～3）	130	34	26.2
第11次（昭61.6）	200	80	40.0
第12次（昭61.9）	200	64	32.0
第13次（昭61.10～11）	100	34	34.0
第14次（昭61.12）	42	15	35.7
第15次（昭62.2～3）	104	28	26.9
昭62-1（昭62.11）	50	10	20.0
昭62-2（昭63.2～3）	50	13	26.0
昭63-1（昭63.6～7）	35	12	34.3
昭63-2（平元.2～3）	57	9	15.8
平成元年（平2.2～3）	46	12	26.1
平成2年（平2.11～12）	37	4	10.8
平成3年（平3.11～12）	50	6	12.0
平成4年（平4.11～12）	33	4	12.1
平成5年（平5.10～11）	32	5	15.6
平成6年（平6.11～12）	36	5	13.9
平成7年（平7.10～11）	67	7	10.4
平成8年（平8.10～11）	43	4	9.3
平成9年（平9.10）	45（1）	3	6.8
平成10年（平10.11）	27	5	18.5
平成11年（平11.11）	20	2	10.0
計	2116（1）	673	31.8

注：（ ）内の1人は、訪日後、日本人孤児を取り消された者で内数

2 訪日対面調査によるもの

区 分	情報公開人員	う ち 判 明	判 明 率
平成12年（平12.11）	20人	3人	15.0%
平成13年（平13.11）	20	4	20.0
平成14年（平14.11）	6	1	16.7
平成15年（平16.2）	10	1	10.0
平成16年（平16.11）	12	1	8.3
平成17年（平17.11）	5	0	0.0
平成18年（平18.11）	7	0	0.0
平成19年（平19.11）	4	1	25.0
平成20年（平20.11）	3	1	33.3
平成21年（平21.11）	1	0	0.0
平成23年（平23.11～12）	1	0	0.0
平成24年（平24.11～12）	1	0	0.0
計	90	12	13.3

注：平成22年度・平成25年度～平成29年度は情報公開者が無かったため、訪日対面調査は行っていない（平成30年度も実施はない見込）。

第13 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)について

- ※ 平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決(全会一致)、参議院は継続審議へ。
- 平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で修正を経て可決(全会一致)、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立(全会一致)

【国の責務】

- ・国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・平成28年度から平成36年度までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること
- ・厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

【遺骨収集の定義】

- ・遺骨収集とは、沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域(※)又は本邦以外の地域で死亡した我が国の戦没者の遺骨を収容し、本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すこと等
- ※厚生労働省令を改正し、本邦の地域に、南西諸島等を追加。(平成31年1月施行)

【基本計画に基づく実施】

- ・政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画(平成36年度までの集中実施期間)を策定
- ・政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

平成28年5月31日 閣議決定

【実施法人の指定】

- ・戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

【その他】

- ・政府の財政上の措置等
- ・情報収集及び分析
- ・関係国政府等の理解と協力
- ・鑑定等の体制整備

平成28年8月19日 法人を指定

【指定法人】一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」

【会長】尾辻秀久 参議院議員

【所属団体(12団体)】

(一財)日本遺族会
(公財)大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会
(一財)全国強制抑留者協会
東部ニューギニア戦友・遺族会
全国ソロモン会
水戸二連隊ベリュー島慰霊会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

硫黄島協会

特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団

特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会

小笠原村在住硫黄島旧島民の会

特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

【厚生労働省設置法の改正】

- ・戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

【施行期日】

- ・平成28年4月1日

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（平成28年5月31日閣議決定）」概要

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（抄）

- 第5条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

主な記載事項

1. 集中実施期間

- ・ 平成28年度から平成36年度までを遺骨収集推進施策の集中実施期間とし、平成29年度までに各国の国立公文書館等の文書等の収集や現地調査といった必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施する。

2. 関係行政機関との連携協力

- ・ 厚生労働省から協力を求めたときは、外務省、防衛省その他関係行政機関は、可能な限り協力する。
（※）外務省：関係国の政府等との協議等、在外公館での専門担当官の配置、遺骨の一時保管、JICAへの協力要請 等
防衛省：硫黄島における輸送その他支援、自衛艦等の運行に際しての遺骨送還、防衛研究所の有する情報及び知見の提供 等

54

3. 事業計画の策定、情報収集・遺骨収集の実施

- （1）厚生労働省は、毎事業年度開始前に、別紙の集中実施期間における地域ごとの取組方針に即して、次年度の実施指針を策定し、指定法人は、毎事業年度開始前に、当該実施指針に即して、事業計画を策定する。

（※）実施指針の策定に当たっては、各地域における情報収集の状況、国際情勢等を踏まえ、地域特性等に応じた取組目標等を可能な限り明確に設定し、事業の検証にも資するものとする。

- （2）情報収集及び遺骨収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて民間団体等の協力を得ながら、事業計画に基づいて実施する。ただし、相手国政府との協議等を要する場合など政府の主體的な対応が要求される場合は、厚生労働省が実施する。

4. 戦没者の遺骨の鑑定等

- ・ 遺骨のDNAデータベース化を推進するとともに、遺留品等がなくても、部隊記録等の資料によりある程度戦没者が特定できる場合には、当該戦没者と関係すると思われる遺族に呼びかけを行い、DNA鑑定を実施する。

5. 実施状況の公表

- ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集等の実施状況を、毎事業年度終了後速やかにとりまとめ、公表する。 等

【別紙】集中実施期間における地域ごとの取組方針

一柱でも多くの遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識の下、遺族の心情に鑑み、遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁寧な配慮をしつつ、地域ごとの取組方針に基づく戦没者の遺骨収集を推進する。

(1) 沖縄及び硫黄島

地域名	取組方針
沖縄	<u>大規模な壕等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を実施する。</u> <u>関係省庁で連携し、米軍施設及び区域内の遺骨収集について米国側の同意を得て、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>
硫黄島	<u>関係省庁会議において策定された取組方針等を踏まえ、関係省庁が連携を図りつつ、遺骨収集を推進する。</u>

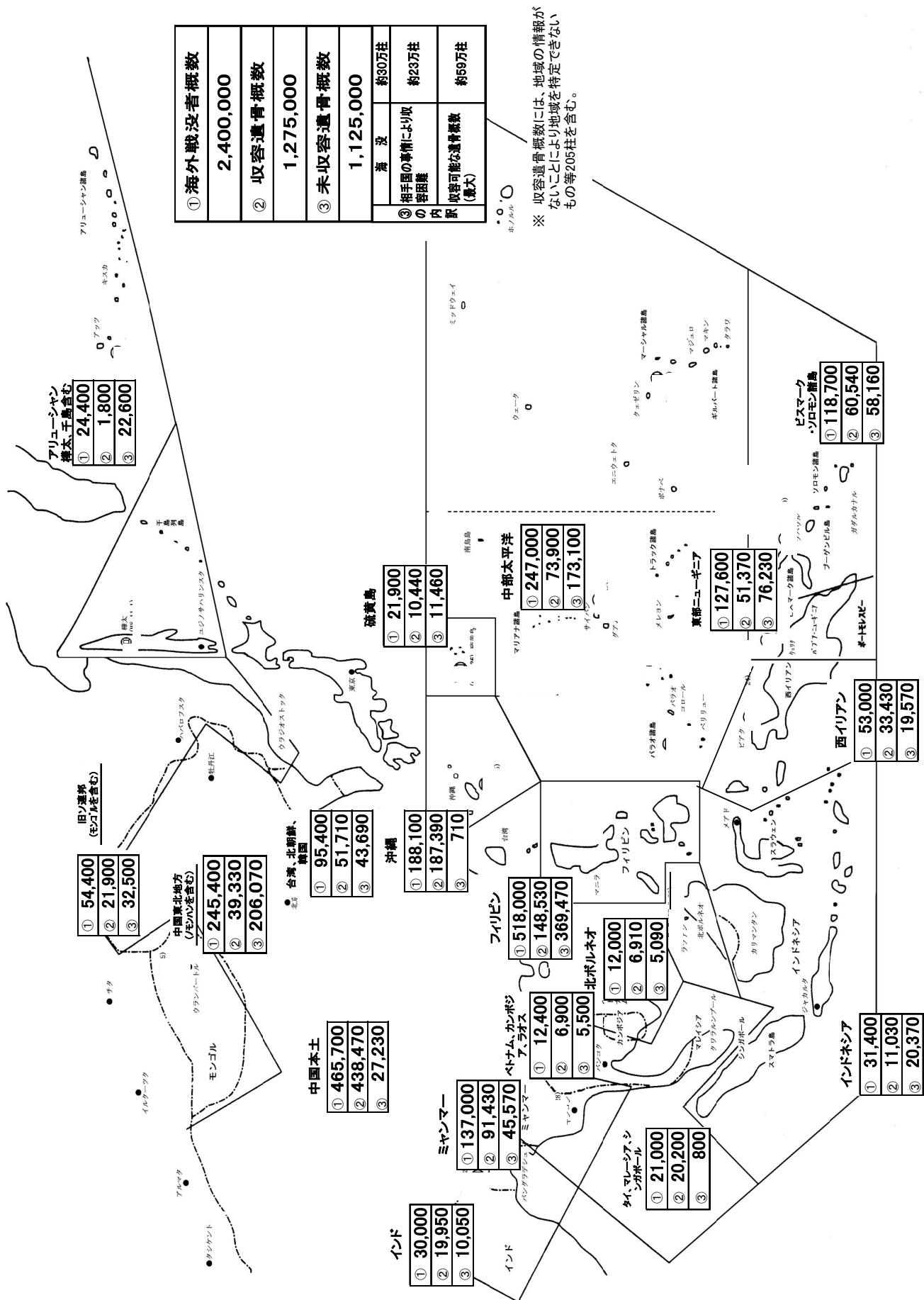
(2) 遺骨収集を推進する(1)以外の地域

ミャンマー、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島 等	<u>資料調査や現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>
旧ソ連(ウズベキスタンを除く)、モンゴル	<u>抑留中死亡者の埋葬地等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>
樺太・千島(北樺太を除く)	<u>資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、又は、他国による戦没者の遺骨収集が実施された際に、我が国の戦没者であると思われる遺骨に関する情報が得られた場合には、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>

(3) 遺骨収集を推進するために現地政府等と協議等が必要な地域

<u>フィリピン、中国本土、中国東北部(ノモンハンを含む)、インドネシア(西イリアンを含む)、マレーシア諸島、マリアナ諸島(グアムを含む)、ウズベキスタン、アリューシャン列島については、関係省庁と連携し、相手国側と必要な協議等を行い、その結果を踏まえて遺骨収集を推進する。</u>	
--	--

第14 地域別戦没者遺骨収容概見図(平成31年1月末現在)



第15 平成30年度戦没者遺骨収集・慰霊事業実施状況

(1)遺骨収集等

平成31年1月末現在

地 域	実 施 期 間	派 遣 人 員 (人)			収 容 遺 骨 数 (柱)	備 考
		政府職員	推進協会	計		
【旧ソ連抑留中死亡者】						
ハバロフスク地方(事前協議・調査)	H30.5.27～6.5	2	1	3	0	
ザバイカル地方(事前協議・調査)	H30.5.29～6.10	2	1	3	0	
クラスノヤルスク地方(事前協議・調査)	H30.6.10～6.19	2	1	3	0	
ブリヤート共和国・イルクーツク州(事前協議・調査)	H30.6.24～7.5	2	1	3	0	
アムール州(埋葬地調査)	H30.7.8～7.17	2	0	2	0	
ハバロフスク地方(収集①)	H30.7.24～8.7	3	8	11	43	
ザバイカル地方(収集)	H30.7.23～8.7	2	7	9	27	
クラスノヤルスク地方(収集)	H30.8.7～8.21	2	7	9	11	
ブリヤート共和国(収集)	H30.8.7～8.21	2	6	8	0	
ハバロフスク地方(収集②)	H30.8.28～9.11	2	12	14	31	
カザフスタン共和国(事前協議・調査)	H30.10.15～11.1	2	1	3	0	
樺太・占守島(収集)	H30.11.13～11.21	2	5	7	2	
小 計		25	50	75	114	
【南方地域等】						
パラオ諸島(現地調査①)	H30.5.27～6.6	0	5	5	0	
東部ニューギニア(現地調査①)	H30.6.9～6.16	0	4	4	0	
マリアナ諸島(現地調査①)	H30.6.6～6.25	0	9	9	0	
ビスマーク・ソロモン諸島(現地調査①)	H30.6.16～6.27	0	6	6	0	
マリアナ諸島(現地調査②)	H30.7.6～7.12	0	4	4	0	
トラック諸島(協議)	H30.7.8～7.13	2	0	2	0	
パラオ諸島(現地調査②)	H30.7.12～7.26	0	10	10	0	
東部ニューギニア(現地調査②)	H30.7.14～7.25	0	7	7	0	
ビスマーク・ソロモン諸島(現地調査②)	H30.7.21～8.8	0	6	6	0	
マリアナ諸島(現地調査③)	H30.8.19～8.30	0	6	6	0	
東部ニューギニア(現地調査③)	H30.8.25～9.12	0	6	6	0	
ビスマーク・ソロモン諸島(遺骨収集)※	H30.9.12～9.30	2	11	13	88	
ビスマーク・ソロモン諸島(現地調査③)	H30.9.15～9.30	0	15	15	0	
パラオ諸島(現地調査③)	H30.9.19～10.1	0	9	9	0	
マリアナ諸島(現地調査④)	H30.10.1～10.11	0	4	4	0	
フィリピン(遺骨収集調査①)	H30.10.9～10.17	3	0	3	0	
インド(現地調査)	H30.10.14～10.30	0	5	5	0	
トラック諸島(収集)	H30.10.30～11.8	2	4	6	3	
マーシャル諸島(現地調査)	H30.11.4～11.16	0	4	4	0	
ビスマーク・ソロモン諸島(現地調査④)	H30.11.14～11.28	0	4	4	0	
ミャンマー(現地調査①)	H30.10.20～11.9	0	9	9	0	
東部ニューギニア(現地調査④)	H30.11.24～12.6	0	6	6	0	
ビスマーク・ソロモン諸島(現地調査⑤)	H30.11.24～12.9	1	6	7	0	
パラオ諸島(収集)	H30.12.1～12.13	5	11	16	45	
東部ニューギニア(現地調査⑤)	H30.12.8～12.20	0	5	5	0	
ミャンマー(現地調査②)	H30.12.19～12.27	0	4	4	0	
東部ニューギニア(現地調査⑥)	H31.1.12～1.26	0	5	5	0	
小 計		15	165	180	136	

地 域	実 施 期 間	派 遣 人 員 (人)			収 容 遺 骨 数 (柱)	備 考
		政府職員	推進協会	計		
【硫黄島】						
第1回常駐(職)	H30.4.10～4.16	1	0	1	0	
第1回常駐(職)	H30.4.10～4.20	1	0	1	0	
第2回常駐(職)	H30.6.3～6.12	1	0	1	0	
第2回立会指導監督(常駐兼務)	H30.6.10～6.25	1	3	4	0	
第3回立会指導監督(常駐兼務)	H30.6.24～7.9	1	3	4	0	
第1回収集指導監督	H30.6.26～7.11	1	36	37	25	
第4回立会指導監督(常駐兼務)	H30.7.8～7.30	1	2	3	0	
第3回常駐(職)	H30.7.29～8.6	1	0	1	0	
第6回立会指導監督(常駐兼務)	H30.8.5～8.21	1	3	4	0	
第7回立会指導監督(常駐兼務)	H30.8.19～9.3	1	3	4	0	
第8回立会指導監督(常駐兼務)	H30.9.2～9.14	1	3	4	0	
第9回立会指導監督(常駐兼務)前半	H30.9.13～9.25	1	3	4	0	
第9回立会指導監督(常駐兼務)後半	H30.9.25～10.1	1	0	1	0	
第4回常駐(職)	H30.9.29～10.10	1	0	1	0	
第5回常駐(職)	H30.10.9～10.15	1	0	1	0	
第11回立会指導監督(常駐兼務)	H30.10.14～10.29	1	3	4	0	
第12回立会指導監督(常駐兼務)	H30.10.28～11.14	1	3	4	0	
第6回常駐(職)	H30.11.13～11.19	1	0	1	0	
第13回立会指導監督(常駐兼務)	H30.11.18～12.6	1	3	4	0	
第3回収集指導監督	H30.11.27～12.12	2	38	40	4	
第14回立会指導監督(常駐兼務)	H30.12.6～12.19	1	3	4	0	
第7回常駐(職)	H31.1.8～1.15	1	0	1	0	
第15回立会指導監督(常駐兼務)	H31.1.14～28	1	3	4	0	
小 計		24	109	133	29	
合 計		64	324	388	279	

※政府職員は指導監督として派遣

注)戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会を厚生労働大臣が指定。

(2) 慰霊巡拝

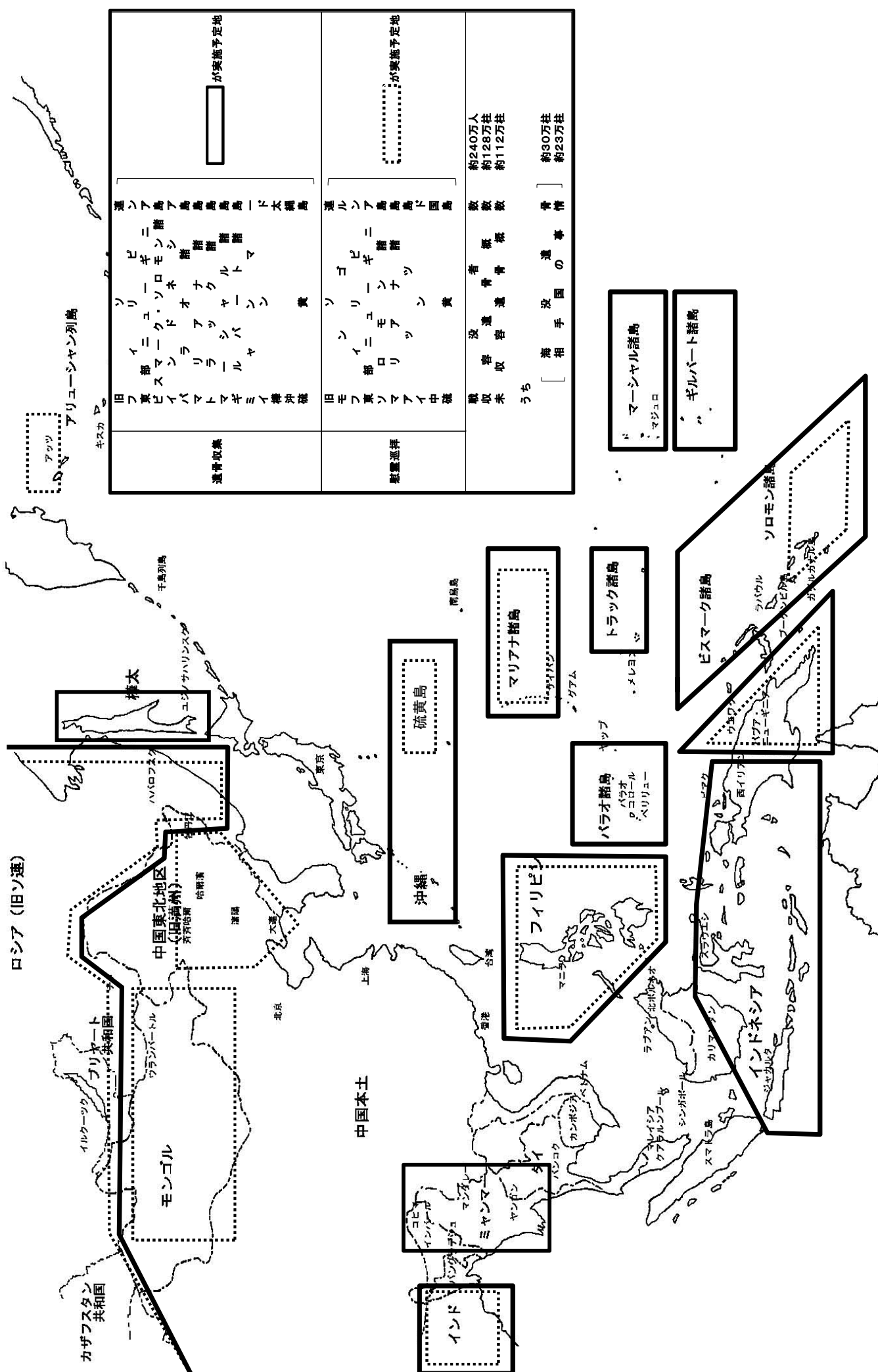
平成31年1月末現在

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			ほか、弾力的運用による参加者※2	備 考
		政府職員	遺 族 ※1	計		
【旧ソ連抑留中死亡者】						
アルタイ地方・ケメロボ州	H30. 8. 25 ～ 9. 2	2	22	24		
ハバロフスク地方	H30. 8. 26 ～ 9. 2	2	8	10		
イルクーツク州	H30. 9. 9 ～ 9. 16	2	4	6	1	介助者1名
小 計		6	34	40	1	
【南方地域等】						
中国東北地方	H30. 9. 4 ～ 9. 12	1	5	6		
東部ニューギニア	H30. 9. 19 ～ 9. 26	2	17	19		
北ボルネオ	H30. 9. 26 ～ 10. 2	2	7	9		
ビスマーク諸島	H30. 10. 20 ～ 10. 28	2	14	16		
ミャンマー	H30. 11. 13 ～ 11. 20	2	11	13		
パラオ	H31. 1. 24 ～ 1. 29	2	13	15	2	介助者2名
小 計		11	67	78	2	
【硫黄島】						
硫黄島①	H31. 1. 22 ～ 1. 23	11	74	85	4	介助者4名
小 計		11	74	85	4	
合 計		28	175	203	7	

※1 遺族数に介助者は含まず

※2 補助金を支給しない参加遺族等

第16卷 平成31年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等予定地概見図



第17 都道府県別DNA鑑定結果

平成31年1月末現在

No.	都道府県	鑑定結果数	内訳			鑑定待者数	備考
			判明者数	否定数	判定不能数		
1	北海道	304	56	233	15	13	
2	青森県	52	25	27	0	2	
3	岩手県	68	28	40	0	3	
4	宮城県	43	20	23	0	1	
5	秋田県	32	11	21	0	2	
6	山形県	54	15	38	1	4	
7	福島県	56	21	34	1	5	
8	茨城県	61	26	35	0	2	
9	栃木県	37	16	21	0	1	
10	群馬県	36	17	18	1	1	
11	埼玉県	121	52	68	1	7	
12	千葉県	131	51	79	1	9	
13	東京都	220	85	132	3	10	
14	神奈川県	143	43	99	1	7	
15	新潟県	60	18	40	2	6	
16	富山県	31	14	17	0	2	
17	石川県	26	10	16	0	4	
18	福井県	21	6	12	3	2	
19	山梨県	26	12	14	0	4	
20	長野県	67	28	39	0	2	
21	岐阜県	54	17	37	0	1	
22	静岡県	72	35	35	2	4	
23	愛知県	90	41	47	2	6	
24	三重県	33	13	19	1	6	
25	滋賀県	24	7	16	1	0	
26	京都府	49	12	36	1	3	
27	大阪府	113	50	57	6	2	
28	兵庫県	83	34	47	2	2	
29	奈良県	39	17	21	1	1	
30	和歌山県	32	19	13	0	4	
31	鳥取県	16	6	9	1	0	
32	島根県	42	18	24	0	2	
33	岡山県	52	20	32	0	2	
34	広島県	139	69	69	1	6	
35	山口県	45	30	14	1	3	
36	徳島県	16	6	10	0	1	
37	香川県	18	5	11	2	1	
38	愛媛県	54	20	34	0	1	
39	高知県	43	16	27	0	1	
40	福岡県	102	50	52	0	5	
41	佐賀県	24	5	19	0	3	
42	長崎県	29	11	18	0	2	
43	熊本県	36	22	14	0	2	
44	大分県	34	9	25	0	4	
45	宮崎県	29	20	9	0	2	
46	鹿児島県	49	25	24	0	5	
47	沖縄県	161	4	153	4	19	
99	日本国外	1	1	0	0	0	
計		3,068	1,136	1,878	54	175	

注1: 上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない)

注2: 鑑定待者数は、申請があり検体提供があった者

第18 戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5ヵ年)

平成31年1月末現在

No.	都道府県名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合 計
1	北海道	4	3	3	1	3	14
2	青 森	1			1		2
3	岩 手	1				3	4
4	宮 城	4	1	2			7
5	秋 田		2			1	3
6	山 形		1				1
7	福 島	1		2			3
8	茨 城	2	4			2	8
9	栃 木		1		1		2
10	群 馬	1	1	1			3
11	埼 玉	3	2		5	1	11
12	千 葉	2		2		3	7
13	東 京	7	3	7		4	21
14	神奈川	3	1	3	2	5	14
15	新 潟	1	2	1		1	5
16	富 山		1		2		3
17	石 川		1	1			2
18	福 井	1	1				2
19	山 梨	2					2
20	長 野	1	2	3		1	7
21	岐 阜	1		1	1		3
22	静 岡	1				3	4
23	愛 知	1	2	1	1	1	6
24	三 重						0
25	滋 賀			1			1
26	京 都	1		1			2
27	大 阪	5		2		1	8
28	兵 庫	1	2			1	4
29	奈 良	2				1	3
30	和歌山			1			1
31	鳥 取	1		1			2
32	島 根						0
33	岡 山		1	1		1	3
34	広 島	4	2	2		3	11
35	山 口	1					1
36	徳 島	1					1
37	香 川		1				1
38	愛 媛	2	1				3
39	高 知	2	1	2	1	1	7
40	福 岡	5	3		2	1	11
41	佐 賀						0
42	長 崎	1				1	2
43	熊 本	2	1	1		2	6
44	大 分	1		2			3
45	宮 崎	2			2	1	5
46	鹿児島		1				1
47	沖 縄				1		1
99	日本国外						0
計		68	41	41	20	41	211

注1：国費によるDNA鑑定により判明した伝達数である。

注2：年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注3：上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

第19 国内における民間建立戦没者慰霊碑の管理状況

平成31年3月

		慰霊碑の数	慰霊碑の管理状況				慰霊碑の敷地の管理状況			
			概ね良好	やや不良	不良	不明	概ね 管理良好	やや 管理不良	管理不良	不明
1	北海道	246	179	38	12	17	196	1	13	36
2	青森県	194	167	4	3	20	155	0	15	24
3	岩手県	329	329	0	0	0	302	16	0	11
4	宮城県	376	340	12	11	13	355	3	10	8
5	秋田県	476	404	7	14	51	388	0	22	66
6	山形県	387	341	11	6	29	345	0	4	38
7	福島県	523	479	13	31	0	463	0	59	1
8	茨城県	364	304	20	9	31	313	8	14	29
9	栃木県	184	178	5	1	0	172	1	0	11
10	群馬県	308	258	9	0	41	224	0	4	80
11	埼玉県	525	459	8	5	53	395	2	3	125
12	千葉県	473	364	16	16	77	354	1	12	106
13	東京都	322	167	5	2	148	173	0	3	146
14	神奈川県	300	267	1	3	29	173	0	0	127
15	新潟県	485	410	17	4	54	372	4	8	101
16	富山県	331	304	15	4	8	313	3	2	13
17	石川県	367	271	6	1	89	332	5	0	30
18	福井県	264	236	24	0	4	253	1	0	10
19	山梨県	216	194	3	5	14	192	0	2	22
20	長野県	264	245	4	0	15	222	1	4	37
21	岐阜県	481	458	14	5	4	356	0	3	122
22	静岡県	844	642	13	10	179	602	28	13	201
23	愛知県	700	629	10	6	55	599	8	9	84
24	三重県	772	591	25	5	151	591	4	4	173
25	滋賀県	446	445	0	0	1	445	0	0	1
26	京都府	331	311	7	1	12	309	6	5	11
27	大阪府	277	230	9	4	34	230	10	3	34
28	兵庫県	485	375	24	2	84	393	5	6	81
29	奈良県	214	208	5	1	0	190	4	0	20
30	和歌山県	195	162	1	1	31	154	2	0	39
31	鳥取県	113	95	11	1	6	100	2	0	11
32	島根県	346	292	2	1	51	274	1	6	65
33	岡山県	319	268	8	5	38	261	6	0	52
34	広島県	410	390	10	8	2	321	0	9	80
35	山口県	225	213	0	6	6	220	0	1	4
36	徳島県	110	93	16	0	1	107	1	0	2
37	香川県	370	336	13	5	16	328	7	4	31
38	愛媛県	312	289	13	0	10	299	1	2	10
39	高知県	188	149	37	0	2	182	1	2	3
40	福岡県	401	324	17	1	59	319	5	3	74
41	佐賀県	314	278	10	3	23	289	0	0	25
42	長崎県	190	189	0	1	0	190	0	0	0
43	熊本県	217	166	34	8	9	195	5	8	9
44	大分県	152	132	10	6	4	138	7	3	4
45	宮崎県	157	152	0	4	1	148	0	1	8
46	鹿児島県	267	249	3	6	9	250	0	8	9
47	沖縄県	321	143	16	0	162	157	0	2	162
		16,091	13,705	526	217	1,643	13,339	149	267	2,336

(注) 本件数については、平成30年10月19日付け社援事発1019第1号「国内民間建立慰霊碑の状況調査について(依頼)」による状況調査(平成30年10月～12月にかけて実施)の結果を集計したものである。

第20 平成31年度援護年金額

I 障害年金の額（平成30年度と同額を予定）

1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成31年4月からの額	現行額	平成31年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	同額予定	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	同額予定
第1項症	5,723,000円	同額予定	4,363,000円	同額予定
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円	同額予定	1,571,100円	同額予定
第1款症	1,853,000円		1,428,200円	
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成31年4月からの額
特別項症 ～ 第1款症	配偶者	193,200円	同額予定
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000	同額予定
第2款症 ～ 第5款症	妻	193,200円	同額予定

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

3 特別加給

障害の程度	現行額	平成31年4月からの額
特別項症	270,000円	同額予定
第1項症	210,000円	同額予定
第2項症		

II 障害一時金の額（平成30年度と同額を予定）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成31年4月からの額	現行額	平成31年4月からの額
第1款症	6,088,000円	同額予定	4,640,900円	同額予定
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

III 遺族年金・遺族給与金の額（平成30年度と同額を予定）

1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	平成31年4月からの額	現行額	平成31年4月からの額
遺族年金・給与金	1,966,800円	同額予定	72,000円	同額予定
特例遺族年金・給与金			56,400円	
平病死遺族年金・給与金	1,573,500円			
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上 ・勤務関連傷病第2款症以下	557,600円		-	-
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡 ・勤務関連傷病併発死亡	456,400円 335,000円		- -	- -

2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成31年4月からの額	備考
配偶者	193,200円	同額予定	昭和28年法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000円	同額予定	

※(例) 死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることになる内縁の妻。

第21 都道府県別援護年金受給者数

平成30年12月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合 計
北海道	11	47	21	79
青 森	1	24	9	34
岩 手	10	34	9	53
宮 城	12	37	11	60
秋 田	1	19	3	23
山 形	1	28	6	35
福 島	7	32	10	49
茨 城	5	37	14	56
栃 木	4	22	7	33
群 馬	2	25	8	35
埼 玉	11	47	23	81
千 葉	10	57	17	84
東 京	28	102	41	171
神奈川	11	62	33	106
新 潟	5	56	14	75
富 山	2	24	5	31
石 川	6	39	9	54
福 井	4	30	4	38
山 梨	5	15	7	27
長 野	8	38	15	61
岐 阜	6	50	22	78
静 岡	19	82	23	124
愛 知	22	90	60	172
三 重	14	67	18	99
滋 賀	4	28	10	42
京 都	8	44	26	78
大 阪	24	89	37	150
兵 庫	16	103	24	143
奈 良	4	25	15	44
和歌山	10	26	11	47
鳥 取	2	17	7	26
島 根	3	31	13	47
岡 山	23	67	25	115
広 島	110	106	72	288
山 口	21	64	40	125
徳 島	1	35	8	44
香 川	5	39	9	53
愛 媛	10	55	14	79
高 知	8	57	10	75
福 岡	13	89	47	149
佐 賀	2	30	12	44
長 崎	27	48	75	150
熊 本	12	53	28	93
大 分	8	42	15	65
宮 崎	3	64	25	92
鹿児島	27	116	32	175
沖 縄	292	122	388	802
外国居住	11	5	4	20
合 計	849	2,419	1,336	4,604

第22 第十回特別弔慰金請求受付・処理状況

平成31年1月末現在

都道府県	受付件数 ※1	進達件数 ※2	処理件数 ※3	未処理件数	処理率
01北海道	25,409	3,703	21,672	34	99.87%
02青森県	13,122	770	12,335	17	99.87%
03岩手県	17,474	702	16,769	3	99.98%
04宮城県	21,774	2,311	19,458	5	99.98%
05秋田県	16,912	472	16,439	1	99.99%
06山形県	18,843	569	18,246	28	99.85%
07福島県	23,030	1,286	21,744	0	100.00%
08茨城県	26,953	4,038	22,892	23	99.91%
09栃木県	16,848	2,015	14,830	3	99.98%
10群馬県	18,532	1,975	16,555	2	99.99%
11埼玉県	32,090	14,844	17,240	6	99.98%
12千葉県	33,122	13,248	19,820	54	99.84%
13東京都	52,594	25,226	27,353	15	99.97%
14神奈川県	35,131	20,056	15,013	62	99.82%
15新潟県	33,537	1,083	32,444	10	99.97%
16富山県	11,409	683	10,725	1	99.99%
17石川県	11,865	947	10,909	9	99.92%
18福井県	13,332	566	12,746	20	99.85%
19山梨県	9,705	676	9,006	23	99.76%
20長野県	22,166	1,438	20,718	10	99.95%
21岐阜県	23,522	2,629	20,886	7	99.97%
22静岡県	33,262	3,713	29,545	4	99.99%
23愛知県	45,821	10,875	34,940	6	99.99%
24三重県	26,692	2,309	24,359	24	99.91%
25滋賀県	15,868	2,415	13,430	23	99.86%
26京都府	24,810	5,374	19,432	4	99.98%
27大阪府	53,710	26,031	27,663	16	99.97%
28兵庫県	45,857	12,645	33,194	18	99.96%
29奈良県	16,202	4,154	12,044	4	99.98%
30和歌山県	17,594	1,474	16,106	14	99.92%
31鳥取県	9,716	673	9,039	4	99.96%
32島根県	14,926	500	14,419	7	99.95%
33岡山県	24,187	2,566	21,598	23	99.90%
34広島県	36,466	4,225	32,236	5	99.99%
35山口県	19,778	2,291	17,478	9	99.95%
36徳島県	15,978	649	15,264	65	99.59%
37香川県	15,901	1,159	14,539	203	98.72%
38愛媛県	20,150	1,280	18,868	2	99.99%
39高知県	13,855	531	13,321	3	99.98%
40福岡県	43,921	10,509	33,379	33	99.92%
41佐賀県	15,353	1,219	14,084	50	99.67%
42長崎県	25,325	1,947	23,338	40	99.84%
43熊本県	27,136	1,844	25,289	3	99.99%
44大分県	19,877	1,571	18,299	7	99.96%
45宮崎県	19,789	1,667	18,103	19	99.90%
46鹿児島県	31,186	1,210	29,932	44	99.86%
47沖縄県	52,603	275	52,006	322	99.39%

※1 居住地都道府県としての受付件数と他都道府県からの進達件数を合算した件数。

※2 居住地都道府県としての受付件数のうち他都道府県に進達した件数。

※3 平成31年2月までの国債発行請求件数（平成31年1月中旬までの可決件数）と却下等の件数を合算した件数。

第23 簡素化案の方向性について

H31.2改訂版

(簡素化案)

- ① 前回受給者情報の自治体間共有
- ② 請求書及び印鑑票の差込印刷
- ③ 第十回特別弔慰金の現況等申立書の活用
- ④ 各種請求様式(請求書、印鑑票、現況等申立書、同意書)の変更
- ⑤ 都道府県における事務処理手順の見直し(統一)
- ⑥ 援護システムの機能追加(補正項目、進捗情報(CSV)の作成)
- ⑦ 電子メール(LGWANメール)の利用
- ⑧ 関係機関(各財務局、各市区町村戸籍担当課)への協力依頼

①前回受給者情報の自治体間共有

当初案

- 現状の援護システムでは、市区町村は未接続。
- 請求者の居住地都道府県と裁定庁である都道府県は業務上必要な情報について閲覧等が可能。

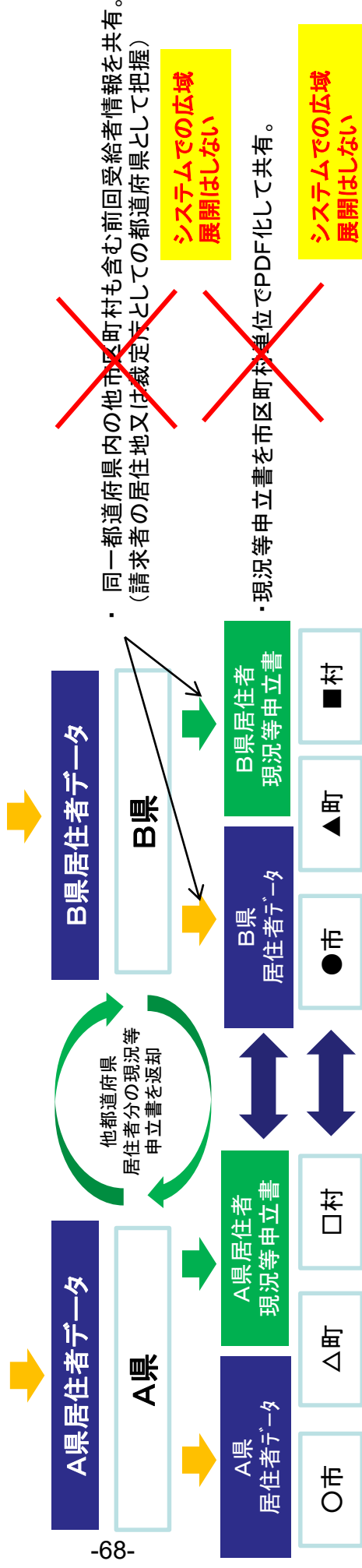
⇒ 下図の情報共有を検討

課題

- 個人情報保護との関係で共有が可能か整理が必要。
- システム上のデータは、昭和60年代以降の援護システム稼働後のもののみ（稼働前の情報は共有対象外）。

厚生労働省

援護システム（全戦没者データ、全受給者データ）



システムでの広域展開はしない

システムでの広域展開はしない
⇒ 簡素化案③で対応

方針案

- 現行の援護システムの閲覧制限を解除する案については、仮に閲覧制限を廃したとしても、請求者以外の第三者からの審査・裁定状況等についての照会に対しては請求者の個人情報のため回答できず、その他の用途も見当たらないので、業務上不必要な情報となることから、広域展開する必要性が見出せないと判断し、現行どおりとする。
- 現況等申立書については、都道府県の個人情報保護条例との関係から実現困難というのが、意見交換会での多数意見であったので広域展開は断念。

（簡素化案①から切り離して、簡素化案③において「現況等申立書」のみで対応方針を検討）

②請求書及び印鑑票の差込印刷用のデータ提供

当初案

○ 差込印刷用のデータ(以下イメージ)を市区町村に配布する。

(イメージ)

エクセルファイル

リストで該当者を検索し、Noをここに入力すると、計算式で情報が請求書と印鑑等届出書のテンプレートに入る。請求書(差込印刷用)、印鑑等届出書をそれぞれプリンタにセットして印刷(印字)。

sheet1 (請求書)

テンプレート

sheet2 (印鑑等届出書)

テンプレート

sheet3 (リスト)

第十回特別弔慰金受給者リスト

No	戦没者情報	請求者情報
1		
2		
3		

方針案

○ 差込印刷用のデータを提供する。

※ 留意点：市区町村によっては、請求窓口とPCやプリンタの位置が離れているなどの理由で使えない場合もある
ので、使用については強制ではなく、推奨ということで市区町村に配布。
受給者リストの文字化け(住基明朝)を気にする発言があった。住基フォントのインストール手順を伝える。

③ 第十回特別弔慰金の現況等申立書の活用

当初案

<検討事項>

○裁定都道府県において、第十回特別弔慰金の現況等申立書の写しをとり、居住地市区町村ごとにPDF化。

○居住地都道府県が異なる場合は、裁定都道府県から居住地都道府県に援護システムの送受信機能により当該PDFを送信。

※個人情報保護法第8条に、保有個人情報の提供及び利用に関する規定がある。厚労省保有情報に関しては、特別弔慰金事務の円滑実施に必要と判断する情報についてはできるだけ限り提供したいと考えているが、現況等申立書は、裁定都道府県が保有しているため、この提供に関しては、各都道府県の個人情報保護条例にも照らす必要がある。

○当該PDF(管内市区町村全域分)を管内市区町村に提供(この可否も、各都道府県の個人情報保護条例にも照らす必要がある)。

※データ量が多いため、CD-R等での提供を想定。市区町村における当該データの管理方法等は厚労省及び都道府県から提示か。

○前回受給者について前回の現況等申立書の保管がある場合は、受付窓口(請求者の居住地市区町村)で、その用紙に変更点を朱書きして貰い、
○新様式(下記④の別添2)に添付のうえ提出して貰う。新規請求者については、新様式のみ記入のうえ提出する。

課題

○PDFにする作業が大変。個人情報保護との関係で共有可能か整理が必要(厚生労働省の判断だけでは実施できない)。

・請求窓口(請求者の居住地市区町村)で受付時のものをコピーしている場合があるが、あくまで受付時の内容であり正確性に問題がある。

・裁定庁(都道府県)で保管しているものは、請求者自身が承知していないような親族の婚姻や離婚、養子縁組等、様々な情報が都道府県の中で加筆されている。

・また、裁定庁(都道府県)では、前回の請求書類の一部として綴られていると思われ、その原本の取り出し又は現況申立書の部分コピーの準備等が必要となる。

方針案

○現況申立書のPDF化は、都道府県の個人情報保護条例との関係から実現困難というのが、意見交換会での多数意見であったことから断念。

○請求者が同一人である場合であって、都道府県又は市区町村で「現況等申立書」の写しを保管している場合には、その写しを簡素化案④の新様式に添付して提出することを認めることにより、請求者の負担軽減を図る。

④各種請求様式(請求書、印鑑票、現況等申立書、同意書)の変更

当初案

- 請求書……………「もとの身分」欄を選択式にする。「除籍時の本籍等」欄は市区町村名までとする。
「前回の特別甲慰金受給者」欄及び「～年金給付の受給者が失権した場合」欄は自治体使用欄にする。
請求者以外の連絡可能な人の電話番号等を記載する欄を追加する。
「郵便局」というゴム印の配布を検討。差込印刷用のフォーマットも配布する。
- 現況等申立書……………前回受給者については、10甲の現況等申立書を活用し、変更部分のみ自治体で記入することを可能とする(行政側のチェックシート的な位置付けではあるが、申立書であるため新様式には記入年月日及び申立人の記名が必要)。
- 同意書……………同順位者の自署は求めず、同意書を提出できない旨の申立書と1本化。
書類の冒頭に留意事項を記載し、請求者自身に承諾して貰い、「請求者署名(自署)+押印」を求める。
「同意を求めた年月及び方法」欄を追加。
- 印鑑等届出書……………サイズ変更(A5→A4)、レイアウト調整、住所欄と氏名欄の入替え、滑りにくい材質への変更のうち、対応困難なものがあるか財務省及び日本銀行に確認する。
「郵便局」というゴム印の配布を検討。差込印刷用のフォーマットも配布する。

方針案

- 別添1～4の案で施行する方針で問題が無ければ、様式案の決定後に施行規則及び施行通知を改定。
- ・請求書及び印鑑等届出書の差込印刷用のフォーマットの配布については簡素化案②で検討。
 - ・差込印刷対応不可の自治体もあると思われるので、印鑑届出書用のゴム印を全市区町村の受付窓口用に配布する。
(請求書用としては不要:請求書様式案において「郵便局」はチェックボックスとしたため)
- 印鑑等届出書については、財務省令の改訂が必要であり、財務省に対応を依頼する。

⑤都道府県における事務処理手順の見直し(統一)

当初案

○他都道府県裁定分の居住地都道府県における事務処理

- ・市区町村から進達された請求書を、他都道府県裁定分と自都道府県裁定分に仕分け、他都道府県裁定分を優先的に処理する。
- ・請求者が共通して提出しなければならない書類(請求書、印鑑等届出書、現況等申立書※、請求者の戸籍抄本(相続人請求の場合は相続人であることを証する戸籍や相続関係一覧図等)が添付されているか、各書類に記入漏れがないかなど)の体裁のみ確認し、速やかに裁定都道府県に進達する。 ※ 前回受給者については、新たな現況申立書(別添2)と「前回の現況等申立書の写し」が添付されているかを確認。

○審査する順番

他都道府県居住者分、自都道府県居住者分ともに、市区町村受付年月(日)順に審査する。

○補正

- ・裁定都道府県が請求者に直接依頼し、依頼文書の写しを市区町村に提供。裁定都道府県と居住地都道府県が異なる場合は、補正依頼文書の写しを居住地都道府県に提供(居住地都道府県から市区町村に提供)。
- ・市区町村窓口で請求者に直接説明しなければ伝わらないと思われる複雑な補正の場合は、居住地都道府県(市区町村)に補正を依頼する方が効率が良いとのこと。なお、この場合も請求者に直接交付できる内容の補正依頼文書を裁定都道府県が作成のうえ、居住地都道府県(市区町村)を通じて補正依頼することとし、進捗状況の管理(把握)は、裁定都道府県が責任を持って行い、長期間放置されることがないよう努める。

方針案

- 審査する順番については、受付年月日順にする余裕はないという意見が多数であり、統一は断念。
- 補正について裁定都道府県が請求者に直接依頼するという案は、反対意見が多数であったため、現状どおり、居住地經由とする。
- ただし、裁定都道府県が請求者に直接渡せる文章を作成するという点については、多くの都道府県が理解を示していたので採用する。
- 補正依頼の文書フォーマットを作成し、簡素化案⑥で出力できる画面とする。

⑥ 援護システムの機能追加（補正項目、進捗情報（CSV）の作成）

当初案

○補正項目の追加

援護システムに、補正に特化した項目を新設することを検討。具体的には、補正発出日、補正受取日などの項目を設け、同項目内で補正文書の送受信や管理ができるようにする。

○進捗情報（CSV）の作成

現在、全国で4箇所の都道府県がサポートセンターに個別に依頼して、管内市区町村ごとの受付及び裁定件数の統計データを取得されており、これを毎月、管内市区町村に情報提供されているとのこと。援護システムに、このような統計出力機能を追加することを検討する。また、市区町村単位の総計のみでなく、請求者個々の進捗状況のリスト化を考えている。

（イメージ）※市区町村単位で以下のようなリストがいつでも作成できる機能を援護システムに追加。

請求者	市区町村 受付年月日	居住地県 受付年月日	裁定県 受付年月日	補正項目 （新設）	裁定年月日	審査結果
Aさん						
Bさん						

方針案

○既定方針として着手済み。

○業者が決定したため、詳細についてシステム担当と連携しながら進める。

（補正管理画面・進捗CSVはどのような項目があったらよいかについて、都道府県に意見聴取のうえ最終決定とする。）

⑦ 電子メール(LGWANメール)の利用

当初案

○市区町村と都道府県の間での連絡ツール(個人情報情報の送付を含む)として、電子メール(LGWANメール)の使用を認める。

方針案

○ 援護システムは市区町村には繋がっていないので、自治体の条例等で問題がなければ、認めることとする。

※ 厚生労働省の情報セキュリティ担当に確認のうえ、援護システムの管理規定等の改訂や国としてのセキュリティポリシーを示す等の措置を講じる。

⑧ 関係機関(各財務局、各市区町村戸籍担当課)への協力依頼

当初案

○「印鑑票と国債発行請求内訳書等の記載事項が相違している場合の取扱いについて(平成9年7月16日付けで大蔵省理財局国債課交付国債係長から財務局・事務所交付国債担当調査官宛事務連絡)」のとお、「神経質なほど微細なチェックをする必要はない」旨が周知されているが、現在も財務局によって訂正基準が異なっている模様。次回の特別甲慰金に向け、財務局に再度周知して貰えるよう財務省理財局に要請予定。

○厚生労働省から、各市区町村の戸籍担当課あてに特別甲慰金の請求に必要な戸籍の種類等を周知するなどの協力依頼文書を発出する。

方針案

○ 印鑑等届出書は、都道府県の共感の声が多かったので、通知のタイミングや内容も含め、引き続き財務省に要請する。

○ 厚生労働省から各市区町村の戸籍担当課あてに請求に必要な戸籍の種類等を周知することは、特別甲慰金の制度の
みを特別扱いするようなことは許可できないとの回答であり断念。

○ 第十回特別甲慰金事務処理マニュアルのP66の問40に記載している第三者請求と戸籍法10条の関係を、市区町村の戸籍担当課に念押しで周知することを主眼に書いた文面で、法務省に相談する。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書

4-61

戦没者等	フリガナ			生年月日	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 年 月 日														
	氏 名	(姓)	(名)																
	除籍時の本籍等	都道府県			死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 ●▲ 年 月 日													
	もとの身分	☐ 陸軍(軍人・軍属) ☐ 海軍(軍人・軍属) ☐ 準軍属																	
請求者	フリガナ			生年月日	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 ●▲ 年 月 日														
	氏 名	(姓)	(名)																
	戦没者等との続柄				個人番号														
	住 所	〒 都道府県																	
被相続人	フリガナ			死亡年月日	●▲ 年 月 日														
	氏 名	(姓)	(名)	戦没者等との続柄															
代理人等	フリガナ			区分	※1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等														
	氏 名	(姓)	(名)																
	住 所	〒 都道府県																	
国債の受領を市区町村長に委任する場合はその市区町村名																			
国債の償還金の希望支払場所	名称	〒 郵便局										所在地	都道府県						
前回の特別弔慰金受給者	氏名				戦没者等との続柄				裁定通知書の記号・番号										
年金給付の受給者が平成27年4月1日から●▲2年3月31日までの間に失権した ☐		受給者氏名				証書の記号・番号				第	号								
		戦没者等との続柄				失権の事由	※ 1 死亡 2 その他()												
上記により、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の特別弔慰金を請求します。																			
●▲ 年 月 日																			
厚生労働大臣 殿 氏名 (印) 裁定都道府県知事																			

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

※請求書類の補正を依頼する場合がありますので、以下に日中に連絡の取れる方の氏名と電話番号をご記入ください。

氏 名 (続 柄)	電 話 番 号
請 求 者 (本 人)	自 宅・携 帯 - -
()	自 宅・携 帯 - -
()	自 宅・携 帯 - -

(自治体使用欄)

国債受領希望取扱店名						
弔慰金の受給者	氏 名		戦没者等 との続柄		裁定記号番号	



バーコード印字

戦没者等の遺族の現況等についての申立書

●▲ 年 月 日 記入

申立人

印

遺族の氏名 (生年月日)	戦没者 等との 続柄	戦没者等 の死亡当 時における 戦没者等と の生計関 係の有無	遺族の●▲2年3月31日までの状況		記入不要(自治体使用欄)	
			「死亡・国籍喪失・離縁により戦没者等との親族関係が終了」しているとき	左記以外るとき	弔慰金を受けた者	公務扶助料、遺族年金等を受けた者
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		
(年 月 日生)		有・無	昭・平・● 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・● 年 月 日 と婚姻(事実上の婚姻関係を含む)・養子縁組 ()		

特別弔慰金の請求及び受領に係る同意申立書

◎以下に承諾いただけた方は署名・押印のうえ、同意の状況を申し立ててください。

- ・同順位の遺族(●▲2年4月1日以降に権利者が死亡した場合はその相続人を含む)がいる場合、特別弔慰金はそのうちの一人に支給されるものです。
- ・請求及び受領者となる方は、やむを得ない場合以外は、請求前に同順位者の同意を得てください。同順位者間で問題が生じた場合は請求者の責任で対処いただくことになります。
- ・虚偽の申立を行うと、特別弔慰金が支給されなかったり、支給後に取り消されることがあります。

上記を承諾します。 ●▲ 年 月 日

請求者署名(自署) 印

戦没者等(氏名: _____)に係る特別弔慰金を受ける権利を有する遺族は下記のとおりです。私が遺族を代表して特別弔慰金を請求・受領することに関する同意の状況を申し立てます。

氏名		戦没者 との続柄		同意の 有 無	☐ 有 ☐ 無
同意を求めた年月及び方法				同意が得られなかった理由 ※	
●▲____年____月 ☐ 書面（手紙、FAX等も含む） ☐ その他 ※以下の[]内に詳細を記入 []				☐ 連絡先不明 ☐ 同意を拒否 ☐ 重い病気や高齢等により意思表示ができない ☐ その他 []	
氏名		戦没者 との続柄		同意の 有 無	☐ 有 ☐ 無
同意を求めた年月及び方法				同意が得られなかった理由 ※	
●▲____年____月 ☐ 書面（手紙、FAX等も含む） ☐ その他 ※以下の[]内に詳細を記入 []				☐ 連絡先不明 ☐ 同意を拒否 ☐ 重い病気や高齢等により意思表示ができない ☐ その他 []	
氏名		戦没者 との続柄		同意の 有 無	☐ 有 ☐ 無
同意を求めた年月及び方法				同意が得られなかった理由 ※	
●▲____年____月 ☐ 書面（手紙、FAX等も含む） ☐ その他 ※以下の[]内に詳細を記入 []				☐ 連絡先不明 ☐ 同意を拒否 ☐ 重い病気や高齢等により意思表示ができない ☐ その他 []	

※「同意が得られなかった理由」欄は、同意が得られなかった場合に理由を選択(「その他」は具体的な理由も記入)してください。

氏名		戦没者 との続柄		同意の 有 無	☐ 有 ☐ 無
同意を求めた年月及び方法				同意が得られなかった理由 ※	
●▲____年____月 ☐ 書面(手紙、FAX等も含む) ☐ その他 ※以下の[]内に詳細を記入 [				☐ 連絡先不明 ☐ 同意を拒否 ☐ 重い病気や高齢等により意思表示ができない ☐ その他 [	
氏名		戦没者 との続柄		同意の 有 無	☐ 有 ☐ 無
同意を求めた年月及び方法				同意が得られなかった理由 ※	
●▲____年____月 ☐ 書面(手紙、FAX等も含む) ☐ その他 ※以下の[]内に詳細を記入 [				☐ 連絡先不明 ☐ 同意を拒否 ☐ 重い病気や高齢等により意思表示ができない ☐ その他 [	
氏名		戦没者 との続柄		同意の 有 無	☐ 有 ☐ 無
同意を求めた年月及び方法				同意が得られなかった理由 ※	
●▲____年____月 ☐ 書面(手紙、FAX等も含む) ☐ その他 ※以下の[]内に詳細を記入 [				☐ 連絡先不明 ☐ 同意を拒否 ☐ 重い病気や高齢等により意思表示ができない ☐ その他 [	
氏名		戦没者 との続柄		同意の 有 無	☐ 有 ☐ 無
同意を求めた年月及び方法				同意が得られなかった理由 ※	
●▲____年____月 ☐ 書面(手紙、FAX等も含む) ☐ その他 ※以下の[]内に詳細を記入 [				☐ 連絡先不明 ☐ 同意を拒否 ☐ 重い病気や高齢等により意思表示ができない ☐ その他 [	

※「同意が得られなかった理由」欄は、同意が得られなかった場合に理由を選択(「その他」は具体的な理由も記入)してください。

証券の交付年月日等

第十一回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書

裁定通知書の記号及び番号

償還金支払場所	記名者住所		記名者氏名	印鑑
* (都道) 府県	*	都道府県 市区町村	*	*
(都道府県)		都道府県 市区町村		
(都道府県)		都道府県 市区町村		
(都道府県)		都道府県 市区町村		

支払表示欄

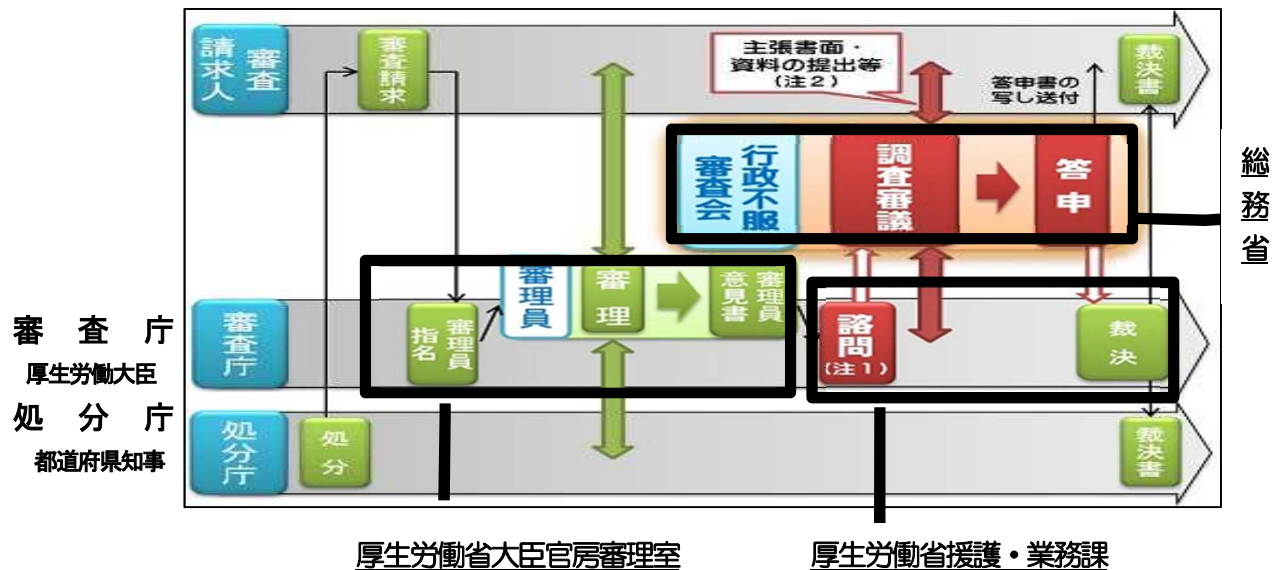
●▲3年4月15日渡	●▲4年4月15日渡	●▲5年4月15日渡	●▲6年4月15日渡	●▲7年4月15日渡

注意 *印は、特別弔慰金請求者が記入し又は印を押すこと。

記号	い
金額 額面	25万円
番号	

第24 第十回特別弔慰金の審査請求の流れ

根拠：行政不服審査法（平成26年法律第68号、以下「行審法」という。平成28年4月1日施行）



(注)

- ・行政不服審査会における調査審議は、提出された主張書面等を中心として行います。
審理員による審理の段階で提出された書面等の写しは行政不服審査会に送付されていますが、行政不服審査会の段階で新たに主張・立証したい事項がある場合は、書面で提出します。
- ・審査関係人（審査庁や審査請求人）が主張書面等を提出すると、行政不服審査会はその標題を他の審査関係人に通知し、どのようなものが提出されたのかを明らかにします。
- ・他の審査関係人が提出した主張書面等は原則として閲覧又は写しの交付の対象となりますが、正当な理由があると審査会が認める場合には、閲覧等を拒むことがあります。

＜引用先：総務省行政不服審査会HP＞

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/

(1) **審查請求書提出先**

処分に不服があるときは、直接、審査庁である厚生労働大臣へ提出

*宛先は、厚生労働省社会・援護局援護・業務課不服審査係

都道府県等へ提出された場合には、受付印を押し、速やかに厚生労働省へ送付します。

(2) 審査請求期間

審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算し3か月。

郵送にて原処分の通知書（裁定通知書、却下通知書等）を交付した場合には、審査請求人宅に送達された日となるため、送達日を確認できる方法で郵送する必要があります。

*行政処分の効力が生ずるのは、相手方が行政処分について了知したときであることに留意。

(3) 提出書類

- ① 審査請求書: 正本と副本 (正本のコピー) の合計 2 通
- ② 原処分の通知書: 裁定通知書、却下通知書等の写し (ある方が望ましい)
- ③ 反証資料 (ある方が望ましい)

(4) 審理員の指名

審理の公正性・透明性を高めるため、審査庁に所属する職員のうち処分に関与していない職員を「審理員」に指名し、審理手続を行います。審査庁は、審理員を指名したときは審査請求人及び処分庁に対してその旨の通知を行い、処分庁（都道府県）に対して

弁明書の作成を、審査請求人に対して反論書等の書面を求め審理を行います。

* 厚生労働省における審理室（審理員）は「大臣官房総務課審理室」となります。

(5) 処分庁（都道府県）における処理

① 弁明書の作成

処分庁は、審理員からの弁明書の提出の求めに応じて処分の経緯や理由を説明するため、「弁明書」を作成し、送付状、弁明書（正本・副本）、証拠書類（1部）を期日までに審理室に提出します。

審理員は、弁明書副本（証拠書類を除く弁明書本体のみ）を審査請求人に送付し、弁明書に対する反論書を求めます。

※ 証拠書類については、原則、原処分時に証拠として使われた全てのもの（具体的には、特別弔慰金の請求書類一式及び原処分の通知書（裁定通知書、却下通知書等）、原処分を行う際に用いた資料等の写し）を想定している。例えば、生計関係が争点であれば、都道府県保管の戦没者に関する資料（過去にその戦没者に関して誰が何を受給したかの確認、戦没者の住所確認のため）及び過去の特別弔慰金請求書一式、複数の同順位者からの請求については、それぞれの特別弔慰金請求書一式等。

※ 特別弔慰金の請求書に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合には、個人番号欄をマスキングする。戦没者台帳等に当該審査請求に無関係な者の個人情報に記載されている場合には、提出前にマスキングして提出する。

※ 行審法第78条第1項において、審査関係人（審査請求人、審査庁）は行政不服審査会に対し、行政不服審査会に提出された資料の閲覧等を求めることができる。行政不服審査会が第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、閲覧等を拒むことになるため、処分庁として閲覧等が不適当と考えるものがあれば明記する。

② 審理員から送付された審査請求書の副本の保管

(6) 審理員における審理（「審理員意見書」）

厚生・中立的立場である審理員は、処分庁からの弁明書、審査請求人からの審査請求書・反論書を基に、原則として書面審理を行います。審理員は、審理手続を終結した後、その結果を「審理員意見書」として取りまとめ、審査庁に提出します。

(7) 行政不服審査会における審査

（審査庁による「諮問」、行政不服審査会の審査結論として「答申」）

審査庁は、審理員意見書及び事件記録（弁明書・反論書等を含む当該審査請求に係る書類一式）を添えて総務省行政不服審査会に諮問します。行政不服審査会は、審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性をチェックする観点で、審理員による審理の段階で審理関係人双方から提出された書面を基本的な資料として調査審議し、答申を行います。

(8) 裁決

審査庁は、行政不服審査会の答申を受け以下のいずれかの裁決を行い、審査請求人及び処分庁に対して裁決書の謄本を送付します。

却下：審査請求が期間経過後にされたものである場合、その他不適法である場合

棄却：審査請求は適法にされたが、本案審理の結果、審査請求に理由がない場合

認容（処分の取消し）：審査請求が適法にされ、かつ、これに理由がある場合

(9) 結果の公開

答申及び裁決の内容は「行政不服審査裁決・答申データベース」にて公開しています。

<http://fufukudb.search.soumu.go.jp/koukai/Main>

第25 戦傷病者特別援護法対象者数等

援 護 の 内 容		対象者数等
戦傷病者手帳の交付 (第4条)	軍人軍属等で公務上の傷病により一定 程度の障害を有する者等に交付	所持者 6,871人 (平成30年3月31日現在)
戦傷病者相談員 (第8条の2)	戦傷病者の生活等の相談に応じ、援護 のために必要な指導を実施 (謝金 年額26,000円)	戦傷病者相談員 282人 (委託期間:2年) (平成29年10月1日現在)
療養の給付又は療養費 の支給 (第10条、第17条)	公務上の傷病につき療養を必要とする 者に給付等	療養患者数 113人 (平成30年3月31日現在)
療養手当の支給 (第18条)	1年以上の長期入院患者で傷病恩給等 の年金を受けていない者に支給 (月額30,300円) (平成31年10月から月額30,700円)	受給者 0人 (平成30年3月31日現在)
葬祭費の支給 (第19条)	療養の給付を受けている者が死亡した 場合にその遺族に支給 (206,000円) (平成31年10月から209,000円)	支給件数 6人 (平成29年度)
更生医療の給付 (第20条)	職業能力等の回復、向上のための手術 が必要な者に給付	給付件数 0件 (平成29年度)
補装具の支給又は修理 (第21条)	一定程度以上の障害を有する者に義肢、 車椅子等を支給又は修理	支給・修理件数 67件 (平成29年度)
国立保養所への収容 (第22条)	重度障害戦傷病者の国立保養所への 収容	入所者数 0人 (平成30年3月31日現在)
旅客会社の乗車等につ いての無賃取扱い (第23条)	障害の程度により一定回数の旅客会社 の乗車等について無賃の取扱い (予算措置は国土交通省)	乗車券引換証交付人員 1,738人 (平成29年度)

第26 旧陸海軍関係恩給進達件数

(1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成30年12月末現在

区分	平成28年度 までの累計	平成29年度	平成30年度 (平30.12末現在)	計
普通恩給	1,126,515	6	7	1,126,528
加算改定	816,261	0	0	816,261
一時恩給	697,169	44	21	697,234
その他	3,157,861	10	8	3,157,879
計	5,797,806	60	36	5,797,902

※

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給（普通扶助料を含む）をいう。

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定をいう。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給（一時扶助料を含む）をいう。

「その他」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で、上記以外の恩給をいう。

(2) 各都道府県から厚生労働省への進達件数(旧陸軍関係)

平成30年12月末現在

都道府県	一時恩給			その他		
	28年度	29年度	30年度 (H30.12末現在)	28年度	29年度	30年度 (H30.12末現在)
北海道	2	5	3			
青森						
岩手	1	1	1			1
宮城	2	2		2	1	
秋田		2	1		1	
山形	1		2	2		
福島	1			6		2
茨城	2			2		
栃木			1			
群馬		1				
埼玉	1	1				
千葉	1	2				
東京	7	7		1	1	
神奈川	1					
新潟		1	1			1
富山						
石川	1					
福井	1		2	2		
山梨	1	1				
長野	1	3				
岐阜	1	1				
静岡	1		1			
愛知	1			2		1
三重						
滋賀		1	2			
京都						
大阪	4	3		2		
兵庫	3	4	2		1	
奈良	1	2	1	1	1	
和歌山						
鳥取						
島根		1				
岡山		1				
広島	1			1	1	
山口						1
徳島						
香川						
愛媛	2	2			1	
高知	1	1	2			
福岡	3			1	1	
佐賀	1	1		1		
長崎						
熊本		1	2	1		
大分		1				
宮崎		1		1	1	
鹿児島	3	6	2	1		1
沖縄	1		1		1	
合 計	46	52	24	26	10	7
備 考	1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の件数を表したものである。 2 一時恩給には、一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。 3 その他には、加算改定、普通恩給、普通扶助料、傷病恩給、公務扶助料等が含まれている。					

第27 援護関係資料の国立公文書館への移管について

《趣旨・目的》

○旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。

○これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5年間で、業務において引き続き保有を要するものを除いて、国立公文書館へ概ね移管した。

○平成28年度以降も保有資料の整理を進め、国立公文書館への移管を推進している。

厚生労働省

戦没者等援護関係資料
(陸軍遭難船舶名簿、軍人索引簿等)

国立公文書館

○電子化した資料に基づき、引き続き援護関係業務を実施

《移管後の資料》

○移管後の資料は、国立公文書館において、特定歴史公文書等として原則永久保存

○利用請求がなされた場合は、個人情報等の利用制限事由を除き、利用者へ公開

第28 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1 地域別内訳（平成31年1月末現在）

（単位：人）

身 分 地 域		軍 人 軍 属		一 般 邦 人	合 計
		陸 軍	海 軍		
旧 ソ 連	旧ソ連(本土)	1		* 2	3
	樺 太			* 36	36
中 国		8		* 200	208
北 朝 鮮				35	35
そ の 他 南 方 等	ミャンマー(ビルマ)	1			1
	フィリピン				
	マリアナ諸島			1	1
	韓国			4	4
合 計		10		278	288

（注）＊印は中国残留邦人等支援室が担当、それ以外は調査資料室

2 年次（最終消息）別内訳（平成31年1月末現在）

（単位：人）

資料年次 地 域	昭和30年以前 に最終生存資料 のある者	昭和31年～平成 23年の間に 最終生存資料の ある者	平成24年以降 に最終生存資料 のある者	合 計
旧 ソ 連	8	31	0	39
中 国	159	48	1	208
北 朝 鮮	1	32	2	35
そ の 他 (南方等)	6	0	0	6
合 計	174	111	3	288

第29 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査（平成30年度特定数）

平成31年 1 月31日現在

都道府県名	特定数		合計
	シベリア・モンゴル地域	その他地域	
北海道	16	0	16
青森	9	0	9
岩手	3	1	4
宮城	7	1	8
秋田	3	0	3
山形	7	0	7
福島	5	0	5
茨城	4	0	4
栃木	1	0	1
群馬	5	0	5
埼玉	5	0	5
千葉	0	0	0
東京	8	0	8
神奈川	2	0	2
新潟	4	0	4
富山	1	0	1
石川	5	0	5
福井	0	0	0
山梨	2	0	2
長野	7	0	7
岐阜	1	0	1
静岡	3	0	3
愛知	3	0	3
三重	4	0	4
滋賀	0	0	0
京都	1	0	1
大阪	7	0	7
兵庫	4	0	4
奈良	0	0	0
和歌山	0	0	0
鳥取	0	0	0
島根	3	0	3
岡山	1	0	1
広島	4	0	4
山梨	2	0	2
山口	1	0	1
徳島	1	0	1
香川	1	0	1
愛媛	4	0	4
高知	1	0	1
福岡	4	0	4
佐賀	0	0	0
長崎	1	0	1
熊本	3	0	3
大分	1	0	1
宮崎	2	0	2
鹿児島	6	0	6
沖縄	1	0	1
合 計	152	2	154